

矢掛町 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
矢掛町

ご あ い さ つ

全国的に少子化が進行している状況のなかで、国においては、少子化・子育て支援策を講じていますが、本町においては、平成２２年３月に策定した「矢掛町次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づいて、様々な子育て支援施策を推進してまいりました。

こうしたなかで、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたりましては、ニーズ調査を実施するとともに、「矢掛町子ども・子育て会議」にお諮りをし、平成２７年度から平成３１年度までの事業計画を策定いたしました。

この計画では、「社会全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念とし、子どもたちを社会全体で支え、子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく地域づくりを支援することとしております。具体的には、質の高い教育・保育の環境整備、すべての子どもと親への支援、子育てと仕事の両立、地域における子育て支援の強化を基本目標に、関係部局が連携し、総合的な子ども・子育て支援施策を講じてまいります。

今後、この計画に基づき、社会全体で一丸となった支援施策を着実に推進していきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

計画の策定にあたりまして、「矢掛町子ども・子育て会議」の委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、貴重なご意見やご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成２７年３月

矢掛町長 山 野 通 彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 策定の方法	2

第2章 子育てを取り巻く矢掛町環境

1 少子化の現状	5
2 産業と就労の現状	11
3 子どもをめぐるサービスの現状	14
4 推計人口	18

第3章 矢掛町次世代育成支援行動計画の評価

基本目標 1 たくましく心豊かな次代を担う子どもづくり	19
基本目標 2 子育て支援の体制づくり	24
基本目標 3 親と子をともに支え合う地域社会づくり	27
基本目標 4 安心して快適な子育てしやすい環境づくり	29

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育の量の見込みと提供体制・実施時期	31
3 教育・保育の量の見込み	32
4 地域子ども・子育て支援事業	34

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	39
2 基本理念	40
3 基本目標	41
4 矢掛町子ども・子育て支援事業計画体系図	42

第6章 計画の基本施策

基本目標 1 質の高い教育・保育の環境整備	43
基本目標 2 すべての子どもと親への支援	51
基本目標 3 子育てと仕事の両立	61
基本目標 4 地域における子育て支援の強化	64

第7章 目標数値一覧

第8章 計画の推進体制

1 計画推進のための各主体の役割	71
2 地域との協働体制の構築	72
3 計画の内容と実施状況の公表	72
4 進行管理	72

資料

1 矢掛町子ども・子育て会議条例	73
2 矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定経過	76
3 諮問・答申	77
4 用語解説	80

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国においては、少子化の流れに歯止めをかけるため、様々な少子化対策を講じており、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けました。その結果、合計特殊出生率は平成15年度の1.29から、平成24年度には1.41となりましたが、現状の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っており、少子化は依然として進行しています。

本町においても、平成22年に「矢掛町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「社会全体で取り組む子ども・子育て」を基本理念として、子どもたちを社会全体で支え、子育てを通して親も育っていく地域づくりに努めてきました。

しかし、国勢調査によると矢掛町は、平成22年の14歳以下の年少人口は1,740人であり、平成2年から10.2%減少しており、少子化は進行し続けています。

このような状況下、国はすべての子どもの良質な生育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図った「子ども・子育て関連3法」を平成24年に制定しました。同法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行されます。

本町においても、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境の実現のために、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進する「矢掛町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村・子ども子育て支援事業計画」です。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「矢掛町次世代育成支援行動計画」を継承します。



第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村・子ども子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とし、毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で公表し、住民とともに進行管理を行なっていきます。

【計画の期間】

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	矢掛町次世代育成支援行動計画 (前期計画)														
					策定	矢掛町次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
										策定	矢掛町子ども・子育て支援 事業計画				

4 策定の方法

本計画の策定にあたっては、「矢掛町子ども・子育て会議」での検討、「矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施した上での意見を踏まえて策定します。

(1) ニーズ調査の実施

平成 25 年 11 月に「矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て家庭におけるお子さんと保護者の現状、意向、課題等について意見を聞きました。

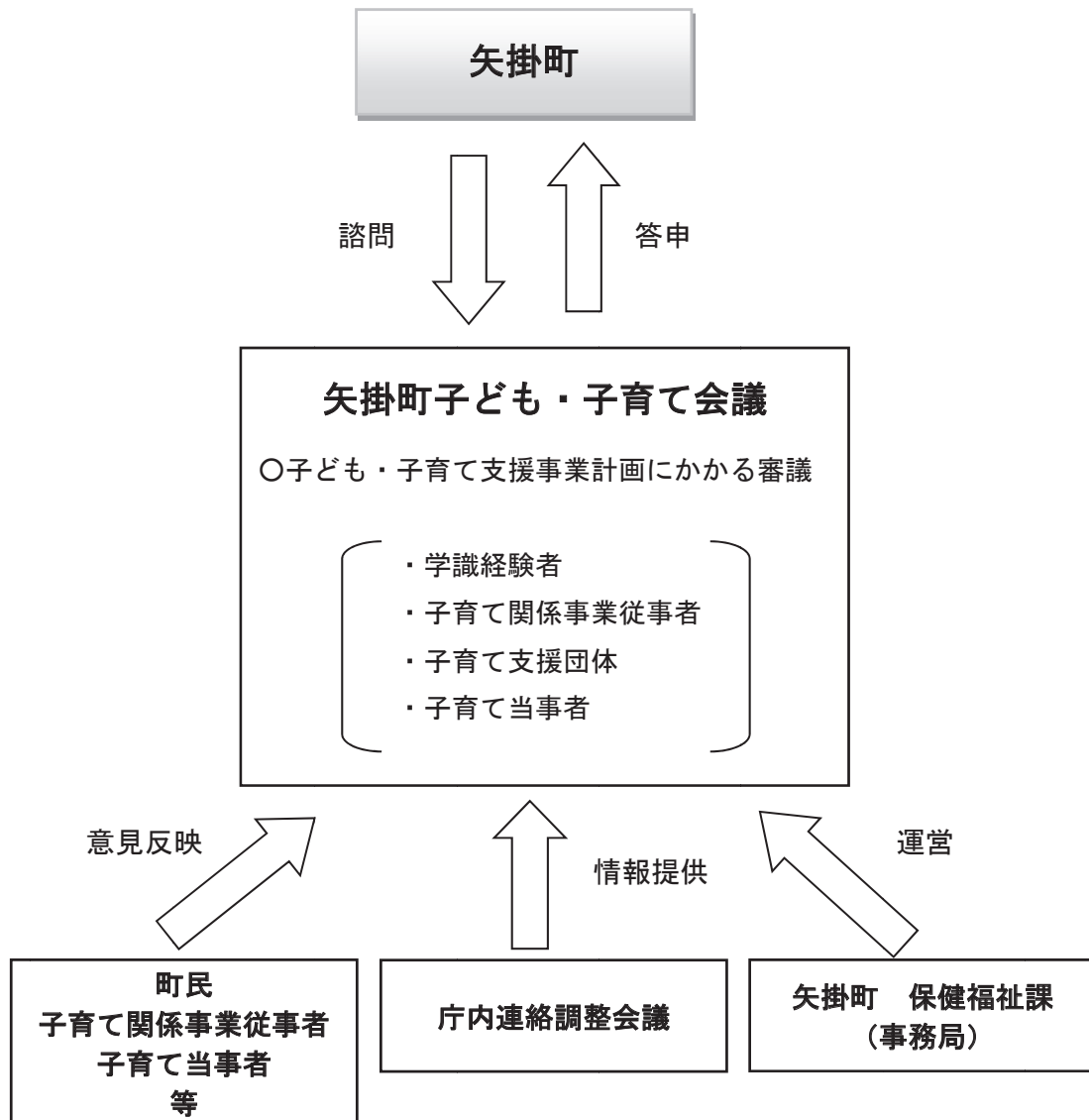
【矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査の概要（表）】

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
抽出方法	無作為抽出	
標本数	435 世帯	528 世帯
回収数	258 通	319 通
有効回収率	59.3%	60.4%

(2) 策定体制

本計画の検討にあたり、ニーズ調査での意見、提言をとらえ、庁舎内関係部署で組織する「庁内連絡調整会議」や、矢掛町子ども・子育て会議条例の規定に基づき「矢掛町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する施策や、地域の子育て支援のあり方について検討し、本計画を作成しました。

【策定体制（図）】



第2章

子育てを取り巻く矢掛町の環境

第2章 子育てを取り巻く矢掛町の環境

1 少子化の現状

(1) 人口の推移

① 総人口と年齢3区分人口の推移

矢掛町の総人口は、平成7年の16,803人から減少を続けており、平成22年には15,092人となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、平成7年から平成22年で、年少人口割合が2.7ポイント減少、生産年齢人口割合は平成7年の60.7%をピークとして、平成22年には5.7ポイント減少し55.0%となっています。一方、高齢人口は増加を続けており、高齢人口割合は平成7年の25.1%から平成22年には33.4%になっており、8.3ポイント増加しています。

【総人口と年齢3区分人口の推移（表）】

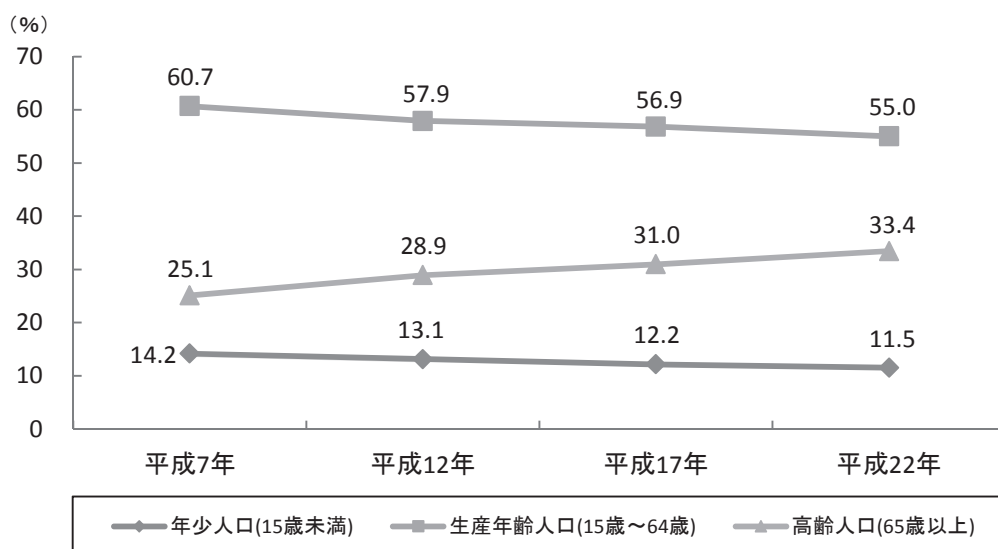
単位：人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	16,803	16,230	15,713	15,092
年少人口(15歳未満)	2,385	2,134	1,912	1,740
割合	14.2	13.1	12.2	11.5
生産年齢人口(15歳～64歳)	10,200	9,399	8,934	8,306
割合	60.7	57.9	56.9	55.0
高齢人口(65歳以上)	4,218	4,696	4,867	5,045
割合	25.1	28.9	31.0	33.4

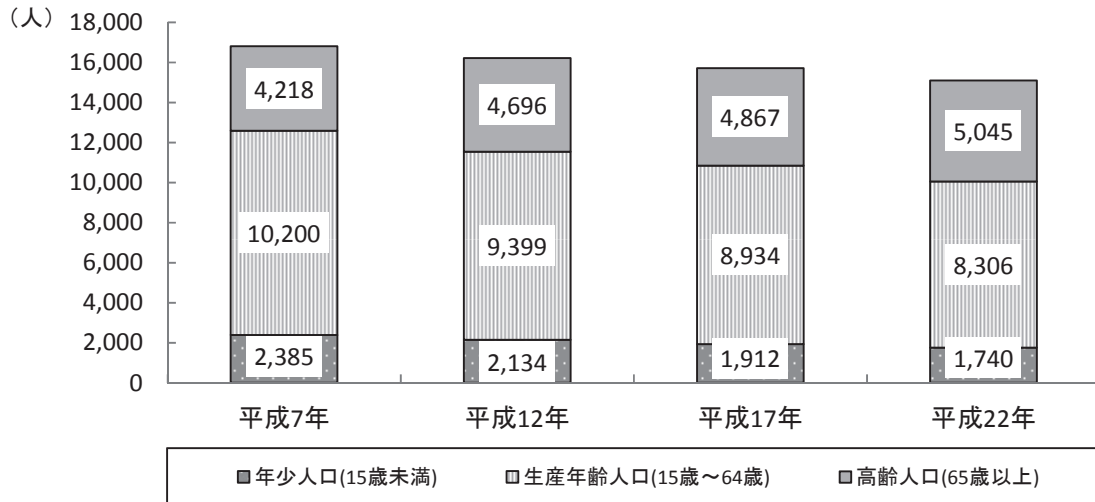
資料：国勢調査

* 総人口は年齢不詳を含む

【年齢3区分人口割合の推移（図）】



【年齢3区分人口の推移（図）】



②児童人口の推移

児童人口割合は平成7年には20%を割り込み、平成22年で14.4%と平成7年から3.7ポイント減少しています。

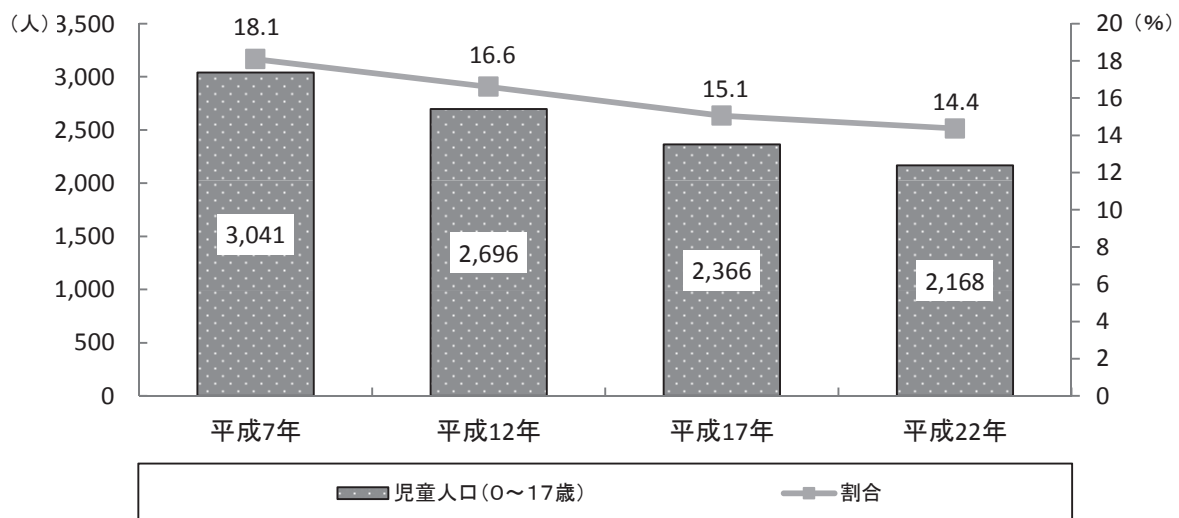
【児童人口の推移（表）】

単位：人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	16,803	16,230	15,713	15,092
児童人口（0～17歳）	3,041	2,696	2,366	2,168
割合	18.1	16.6	15.1	14.4

資料：国勢調査

【児童人口・割合の推移（図）】



(2)世帯数の推移

一般世帯数は、平成7年の4,764世帯から平成22年は4,934世帯と増加傾向です。平成7年以降、1世帯あたり世帯人員は減少を続けており、核家族化の進行、単独世帯の増加が背景にあると考えられます。

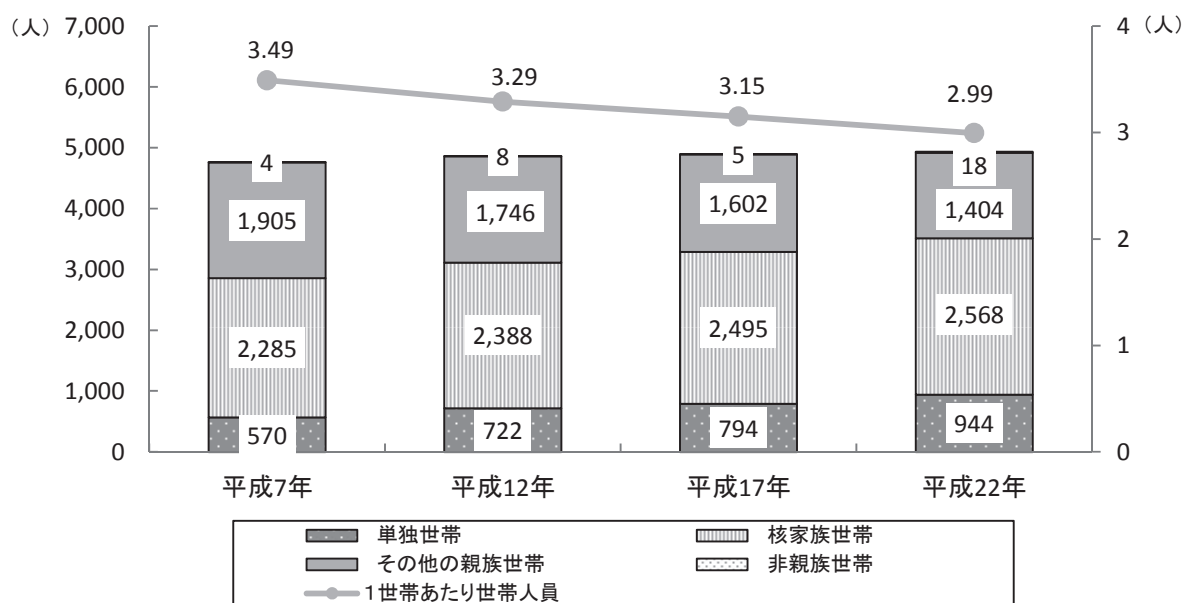
【世帯数の推移（表）】

単位：世帯、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	4,764	4,864	4,896	4,934
単独世帯	570	722	794	944
割合	12.0	14.8	16.2	19.1
核家族世帯	2,285	2,388	2,495	2,568
割合	48.0	49.1	51.0	52.0
夫婦のみ世帯	931	984	1,025	1,003
割合	40.7	41.2	41.1	39.1
夫婦と子からなる世帯	1,067	1,091	1,117	1,148
割合	46.7	45.7	44.8	44.7
ひとり親と子からなる世帯	287	313	353	417
割合	12.6	13.1	14.1	16.2
その他の親族世帯	1,905	1,746	1,602	1,404
割合	40.0	35.9	32.7	28.5
非親族世帯	4	8	5	18
割合	0.1	0.2	0.1	0.4
一般世帯の世帯人員	16,640	16,000	15,399	14,755
1世帯あたり世帯人員	3.49	3.29	3.15	2.99

資料：国勢調査

【世帯数の推移（図）】



(3)出生の動向

出生数は、平成7年の128人から平成22年では92人と減少を続けています。

総人口と照らし合わせ、出生率を算出すると、全国、岡山県、矢掛町とも出生率は減少傾向となっています。また、矢掛町は全国、岡山県に比べて低くなっています。

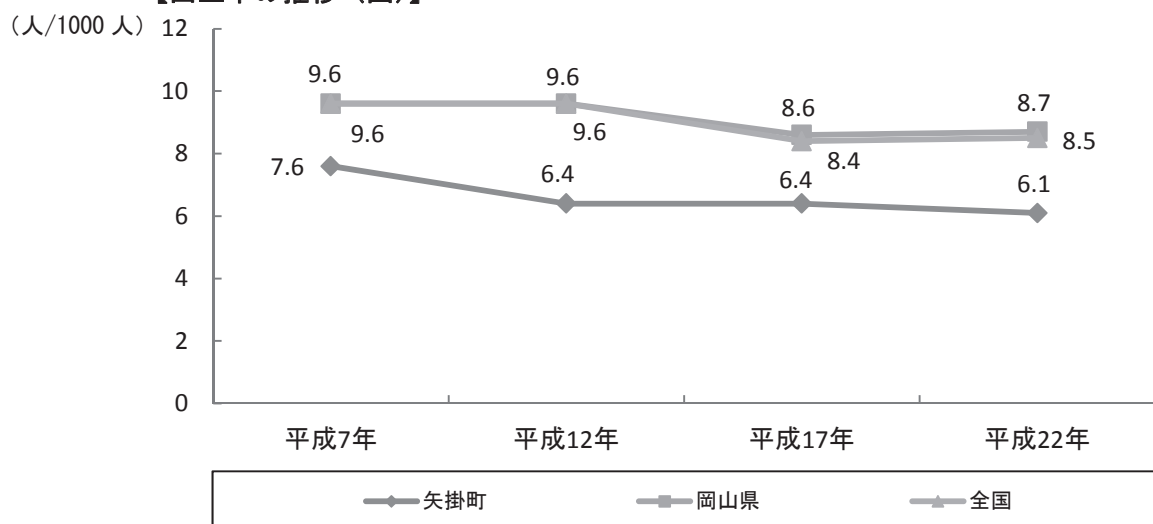
【出生数と出生率の推移（表）】

単位：人、人/1000人

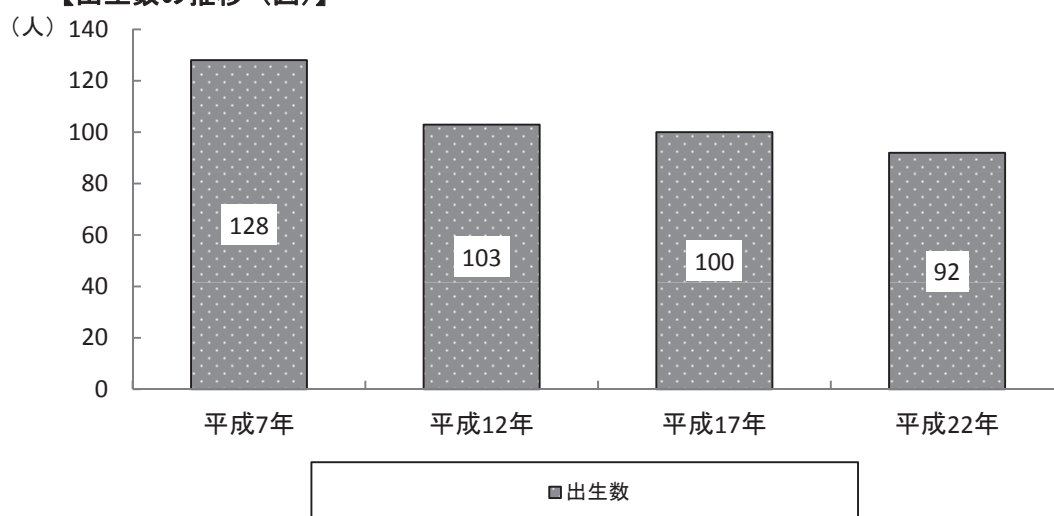
区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
出生数		128	103	100	92
総人口		16,803	16,230	15,713	15,092
出生率	矢掛町	7.6	6.4	6.4	6.1
	岡山県	9.6	9.6	8.6	8.7
	全国	9.6	9.6	8.4	8.5

資料：国勢調査

【出生率の推移（図）】



【出生数の推移（図）】



(4) 婚姻等の状況

① 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成22年まで52～55件で横ばい状態でしたが、平成23年では大きく減少し44件、婚姻率は2.9件/1,000人となっています。それに対して、岡山県の婚姻率は、約5件/1000人で横ばいに推移しています。

離婚件数は、平成22年で大きく増加し24件となっていますが、平成23年では14件と大きく減少しています。それに対して、岡山県の離婚率は、大きな変動は見られません。

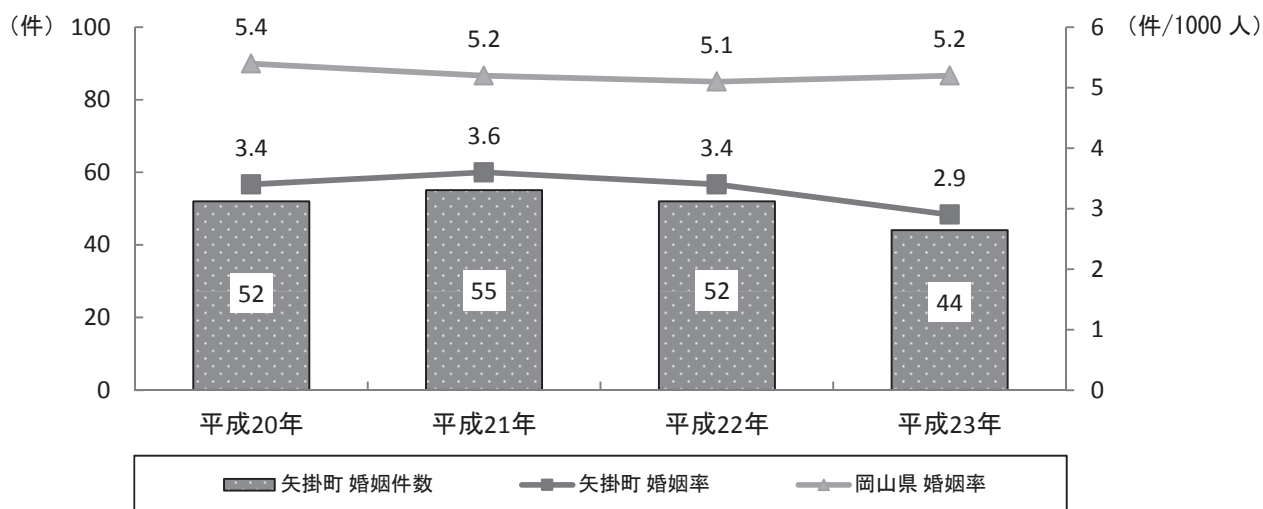
【婚姻・離婚件数と婚姻率・離婚率の推移（表）】

単位：件、件/1000人

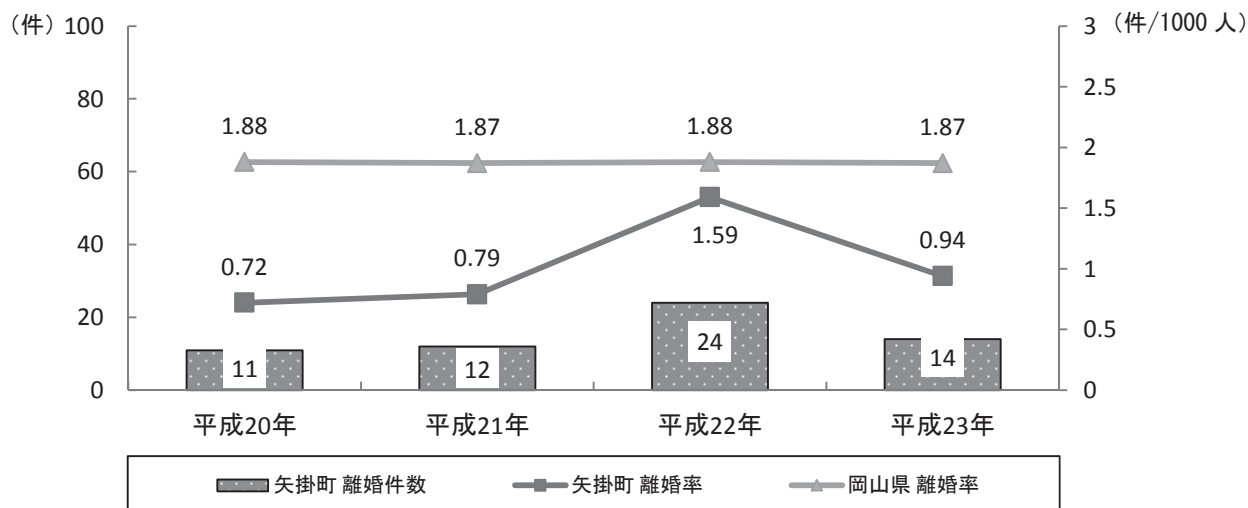
区 分			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
婚 姻	矢掛町	婚姻件数	52	55	52	44
		婚姻率	3.4	3.6	3.4	2.9
	岡山県	婚姻率	5.4	5.2	5.1	5.2
離 婚	矢掛町	離婚件数	11	12	24	14
		離婚率	0.72	0.79	1.59	0.94
	岡山県	離婚率	1.88	1.87	1.88	1.87

【婚姻件数・婚姻率の推移（図）】

資料：人口動態統計



【離婚件数・離婚率の推移（図）】



②未婚

未婚者数は、男女とも増減を繰り返しています。また、未婚率は、男性は上昇を続けており、女性はほぼ横ばいとなっています。岡山県の未婚率は、男性のみ増加傾向となっています。

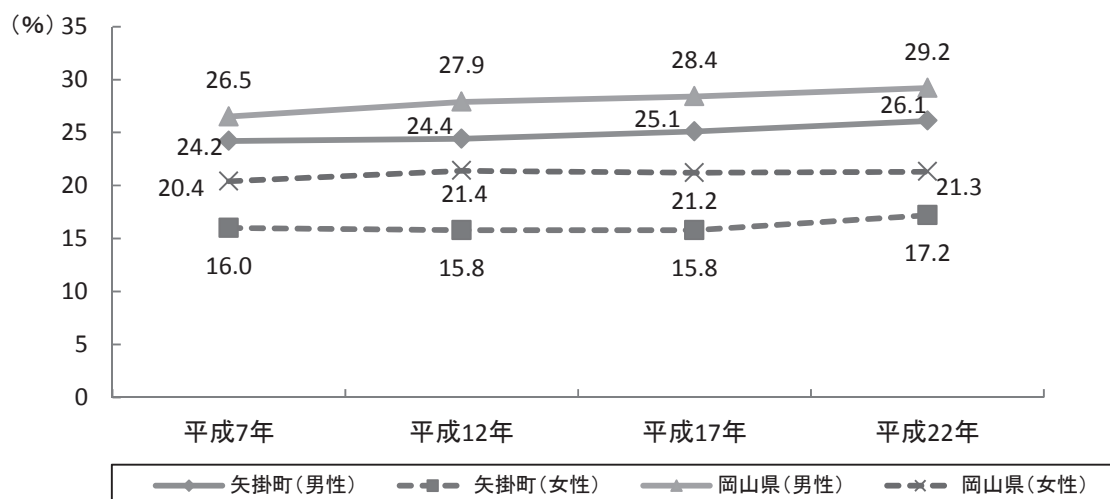
【未婚者数と未婚率の推移（表）】

単位：人、%

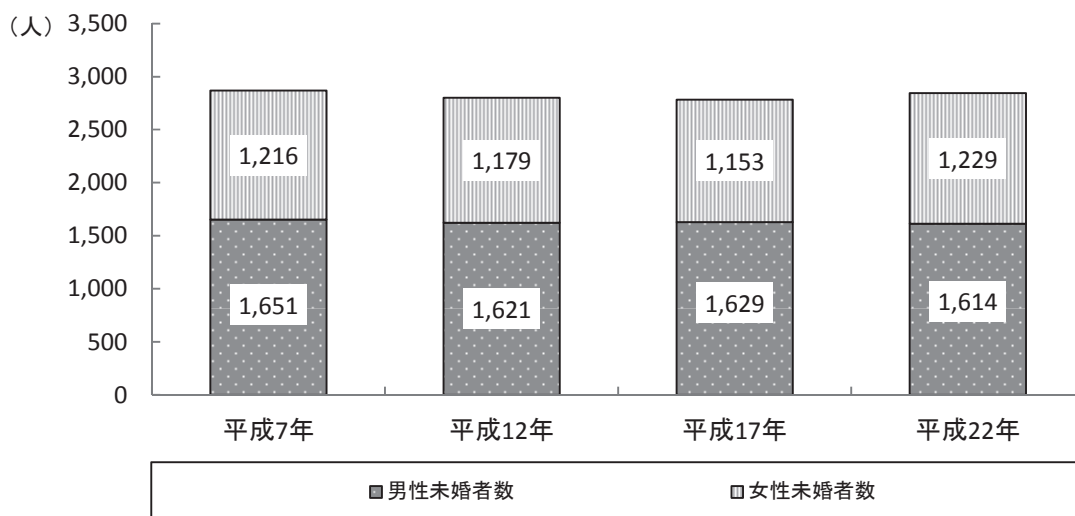
区 分			平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
矢掛町	男性	未婚者数	1,651	1,621	1,629	1,614
		未婚率	24.2	24.4	25.1	26.1
	女性	未婚者数	1,216	1,179	1,153	1,229
		未婚率	16.0	15.8	15.8	17.2
岡山県	男性	未婚率	26.5	27.9	28.4	29.2
	女性	未婚率	20.4	21.4	21.2	21.3

資料：国勢調査

【未婚率の推移（図）】



【未婚者数の推移（図）】



2 産業と就労の現状

(1) 産業構造

産業構造の推移をみると、第一次産業、第二次産業の割合は低下傾向、第三次産業の割合は上昇し続けています。平成7年から平成22年で、第一次産業の割合は4.4ポイントの減少、第二次産業は8.4ポイントの減少、第三次産業は12.7ポイント増加しています。

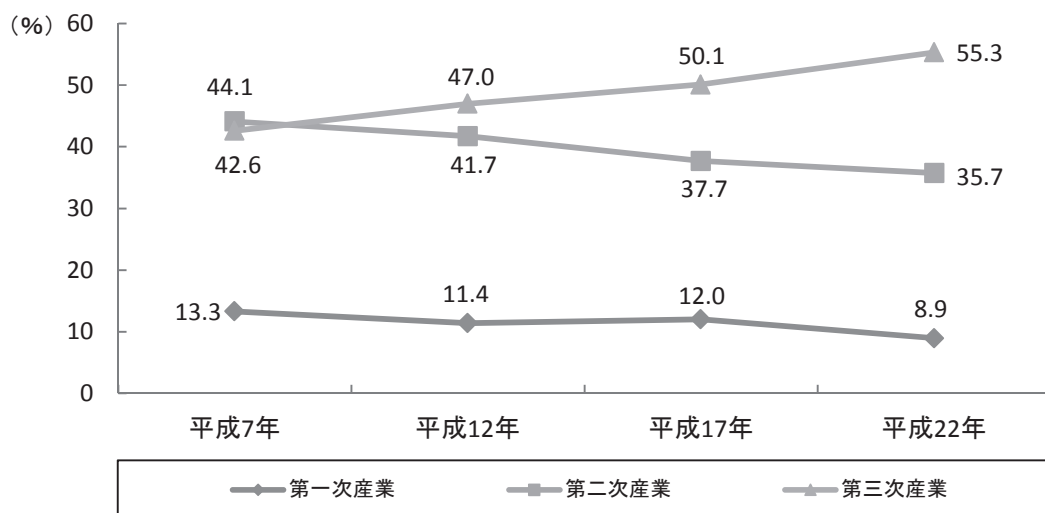
【産業構造の推移（表）】

単位：人、%

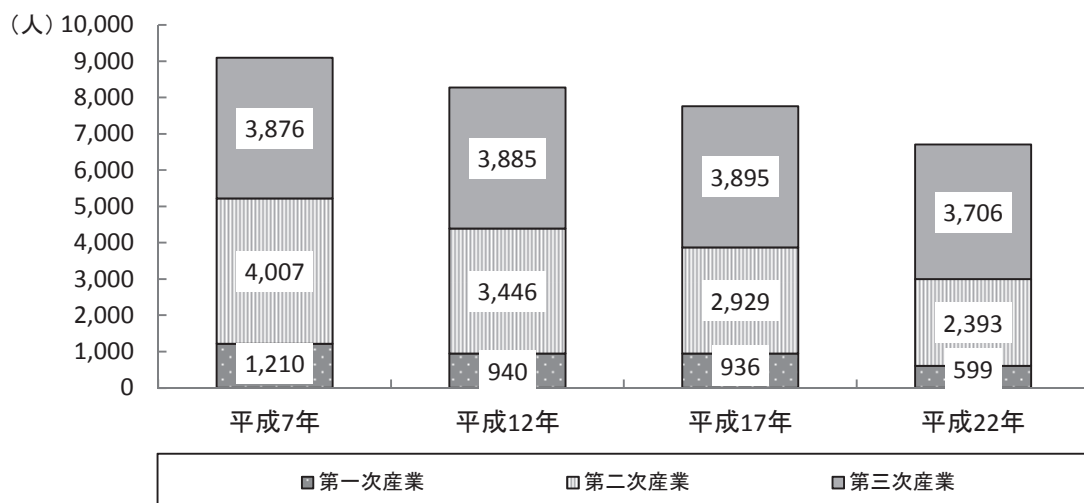
区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	1,210	940	936	599
割合	13.3	11.4	12.0	8.9
第二次産業	4,007	3,446	2,929	2,393
割合	44.1	41.7	37.7	35.7
第三次産業	3,876	3,885	3,895	3,706
割合	42.6	47.0	50.1	55.3

資料：国勢調査

【産業構造の推移（図）】



【産業構造の推移（図）】



(2)就労状況

①就業者の推移

就業率の推移をみると、男性、女性とも進学率の上昇等により下降傾向にあります。平成7年までは矢掛町は岡山県の実業率を上回っていましたが、平成22年には、男女ともに岡山県の実業率に比べて低くなっています。

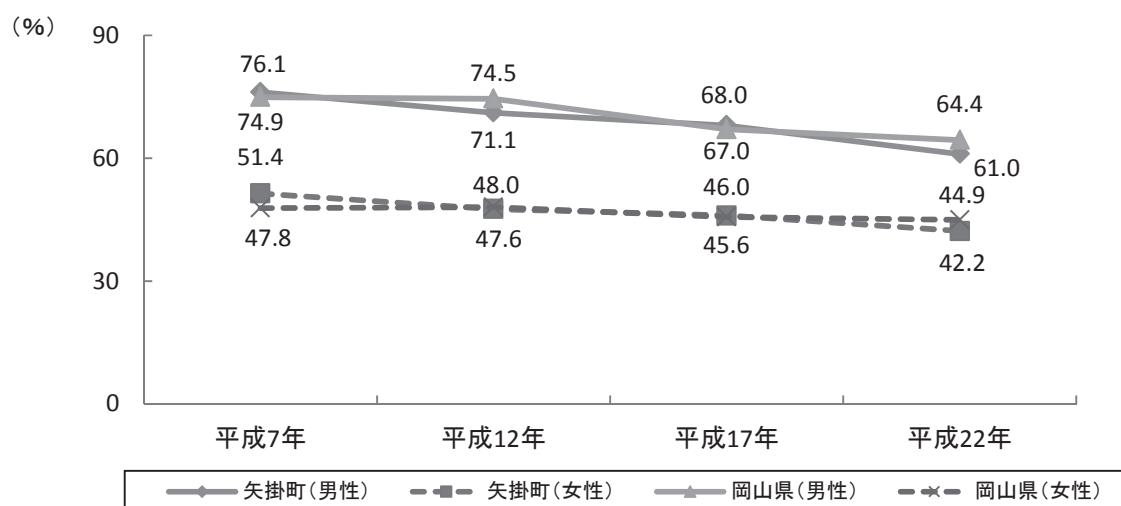
【就業者数・就業率の推移（表）】

単位：人、%

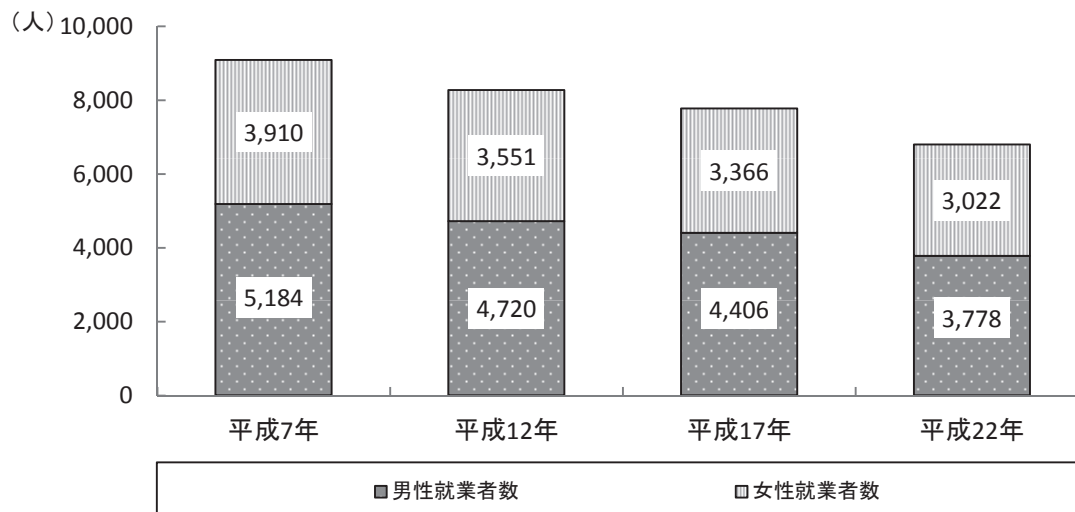
区 分			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男性 (15歳以上)	矢掛町	就業者数	5,184	4,720	4,406	3,778
		就業率	76.1	71.1	68.0	61.0
	岡山県	就業率	74.9	74.5	67.0	64.4
女性 (15歳以上)	矢掛町	就業者数	3,910	3,551	3,366	3,022
		就業率	51.4	47.6	46.0	42.2
	岡山県	就業率	47.8	48.0	45.6	44.9

資料：国勢調査

【就業率の推移（図）】



【就業者数の推移（図）】



②女性の就業

女性の年齢別就業率は、平成12年までは、25～29歳から30～34歳にかけて落ち込み、再度45～49歳までにかけて上昇する傾向にありましたが、平成17年、平成22年においては、45～49歳までほとんど低下せず、ゆるやかに上昇する傾向となっています。

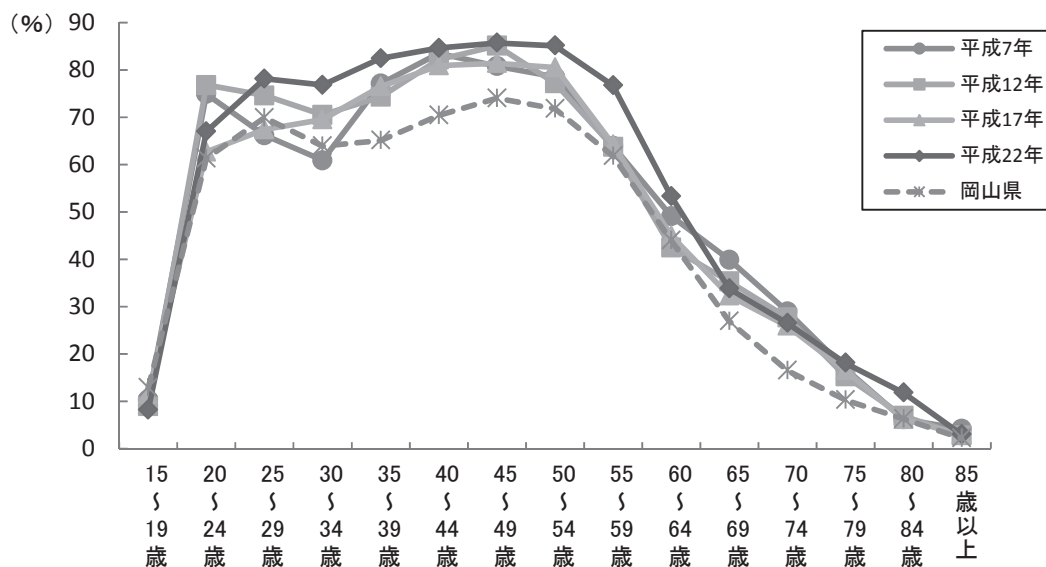
【女性の年齢別就業率の推移（表）】

単位：％

年齢区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	岡山県
15～19歳	10.4	9.0	11.5	8.2	12.9
20～24歳	74.9	76.8	62.7	67.0	61.3
25～29歳	66.2	74.6	67.4	78.1	69.9
30～34歳	60.9	70.5	69.5	76.8	63.9
35～39歳	77.1	74.3	76.5	82.4	65.1
40～44歳	83.5	82.2	80.9	84.6	70.4
45～49歳	80.8	85.1	81.4	85.7	74.0
50～54歳	78.5	77.2	80.5	85.1	71.8
55～59歳	63.9	63.7	64.2	76.7	61.8
60～64歳	49.1	42.5	45.0	53.3	44.0
65～69歳	39.9	35.3	32.3	33.8	26.9
70～74歳	29.0	27.7	25.9	26.5	16.5
75～79歳	16.9	15.3	16.5	18.1	10.3
80～84歳	6.2	6.9	6.2	11.8	6.3
85歳以上	4.2	2.8	3.0	3.0	2.2

資料：国勢調査

【女性の年齢別就業率（図）】



3 子どもをめぐるサービスの現状

(1)就学前

①認可保育園の状況

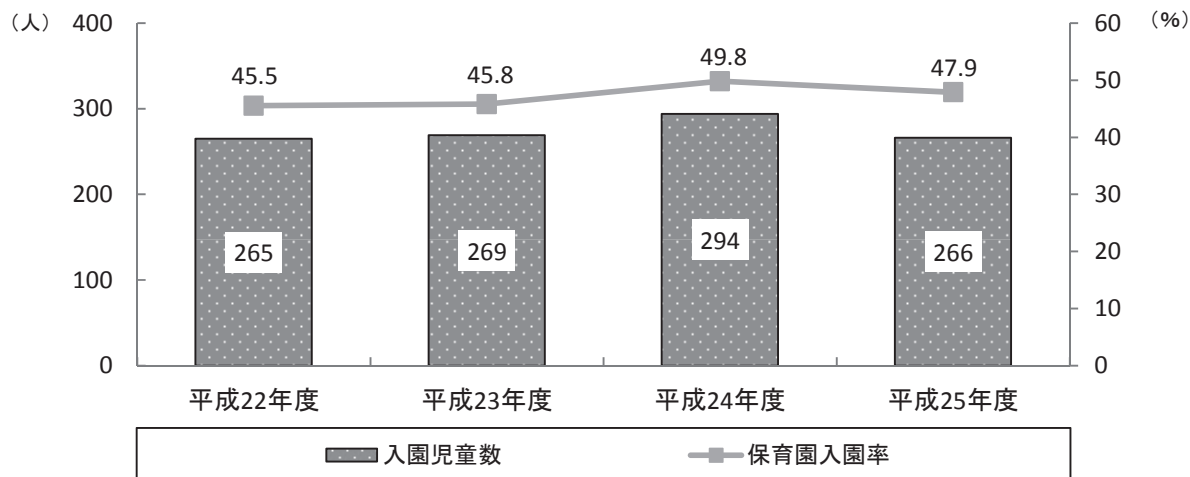
矢掛町の認可保育園は、平成 22 年度から平成 25 年度まで4箇所（すべて公立）です。定員数は 330 人で変わらず、入園児童数・入園率は平成 24 年度に増加しましたが、平成 25 年度は平成 22～23 年度と同程度に減少しています。

【認可保育園入園児童数等の推移（各年度 4 月 1 日現在）（表）】 単位：箇所、人、%

区 分			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園数（うち公立）			4（4）	4（4）	4（4）	4（4）
定員数			330	330	330	330
入園児童数			265	269	294	266
内 訳	0 歳児		4	8	12	6
	1 歳児		27	31	36	32
	2 歳児		42	45	50	42
	3 歳児		66	55	53	68
	4 歳児		57	75	64	54
	5 歳児		69	55	79	64
0～5 歳児人口			582	587	590	555
保育園入園率			45.5	45.8	49.8	47.9

資料：保健福祉課

【入園児童数と保育園入園率の推移（各年度 4 月 1 日現在）（図）】



【各認可保育園入園状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）（表）】

単位：人、%

公私	保育園名	定員	入園児童数	定員に占める割合
公 立	矢掛保育園	120	97	80.8
	三谷保育園	70	61	87.1
	中川保育園	70	49	70.0
	小田保育園	70	59	84.3
	合 計	330	266	80.6

資料：保健福祉課

②幼稚園の状況

矢掛町の幼稚園は、平成22年度から平成25年度まで4箇所（すべて公立）となっています。定員数は350人で変わらず、入園児童数・入園率は横ばいとなっています。

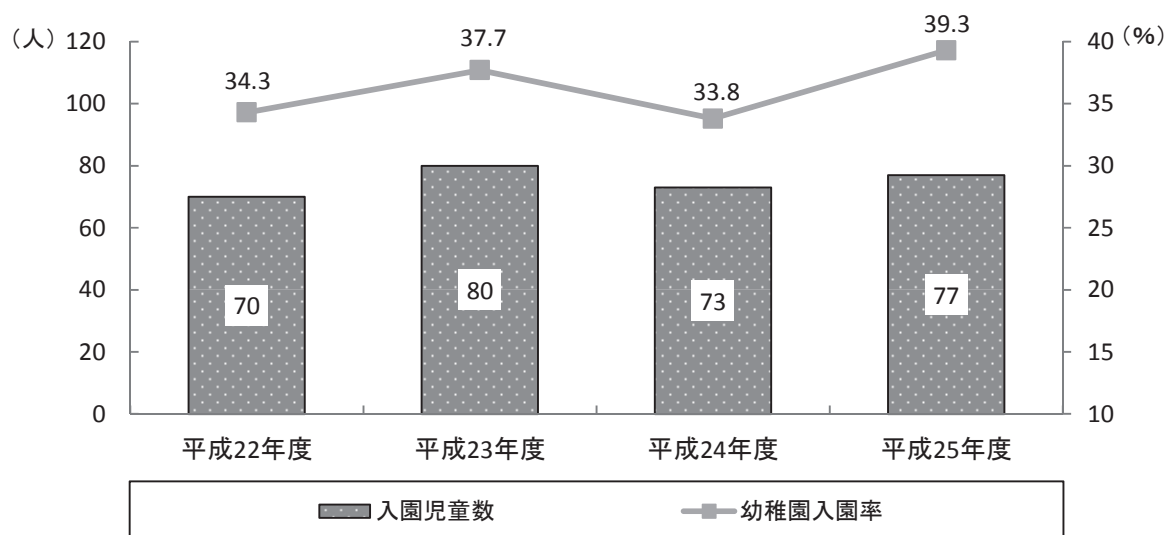
【幼稚園入園児童数等の推移（各年度5月1日現在）（表）】

単位：箇所、人、%

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数（うち公立）			4（4）	4（4）	4（4）	4（4）
定員数			350	350	350	350
入園児童数			70	80	73	77
内 訳	4歳児		43	39	35	39
	5歳児		27	41	38	38
4～5歳児人口			204	212	216	196
幼稚園入園率			34.3	37.7	33.8	39.3

資料：教育課

【入園児童数と幼稚園入園率の推移（各年度5月1日現在）（図）】



【各幼稚園入園状況（平成26年5月1日現在）（表）】

単位：人、%

公私	幼稚園名	定 員	入園児童数	定員に占める割合
公 立	矢掛幼稚園	140	24	17.1
	美川幼稚園	70	4	5.7
	山田幼稚園	70	14	20.0
	川面幼稚園	70	24	34.3
	合 計	350	66	18.9

資料：教育課

(2)小学校

①小学校の状況

矢掛町の小学校数は、平成 22 年度から平成 25 年度まで7箇所となっています。

児童数は、平成 22 年度の 741 人から平成 25 年度の 687 人と減少傾向です。また、教員一人あたりの児童数は平成 22 年度から平成 25 年度まで約 7～8 人で推移しています。

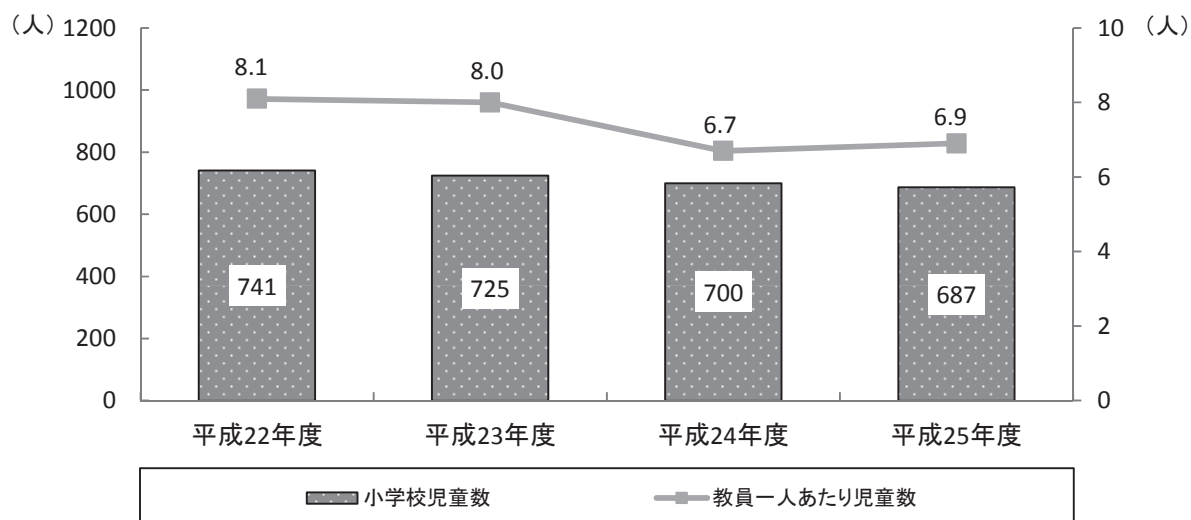
【小学校児童数等の推移（各年度 5 月 1 日現在）（表）】

単位：箇所、人

区 分			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校数			7	7	7	7
教員数			91	91	105	100
児童数			741	725	700	687
内 訳	1 年生		127	98	103	114
	2 年生		119	130	98	105
	3 年生		112	119	132	100
	4 年生		131	113	120	133
	5 年生		131	132	115	120
	6 年生		121	133	132	115
教員一人あたりの児童数			8.1	8.0	6.7	6.9

資料：教育課

【小学校児童数と教員一人あたりの児童数の推移（各年度 5 月 1 日現在）（図）】



②放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは5箇所設置しており、保育時間は原則 14:00～18:00（土曜日・長期休業日は 8:00～18:00）となっています。

【放課後児童クラブの設置状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）（表）】

名称	公私	保育時間		設置場所（利用人数）
矢掛なかよし児童クラブ	公立	平日	14:00～18:00	矢掛小学校内（35 人）
		土・長期休業	8:00～18:00	
三谷のびのび児童クラブ	公立	平日	14:00～18:00	三谷小学校内（14 人）
		土・長期休業	8:00～18:00	
川面ひまわりクラブ	公立	平日	14:00～18:00	川面小学校内（10 人）
		土・長期休業	8:00～18:00	
中川児童ゆうゆうクラブ	公立	平日	14:00～19:00	中川小学校内（20 人）
		土曜日	8:00～18:00	
		長期休業	8:00～19:00	
小田わかばクラブ	公立	平日	14:00～18:00	小田小学校内（12 人）
		土・長期休業	8:00～18:00	

資料：保健福祉課

(3)中学校

中学校は、平成 22 年度から平成 25 年度まで 1 箇所となっています。

生徒数は、平成 22 年度から平成 25 年度まで 54 人減少しており、教員数が横ばい傾向に対して、教員一人あたり生徒数も減少しています。

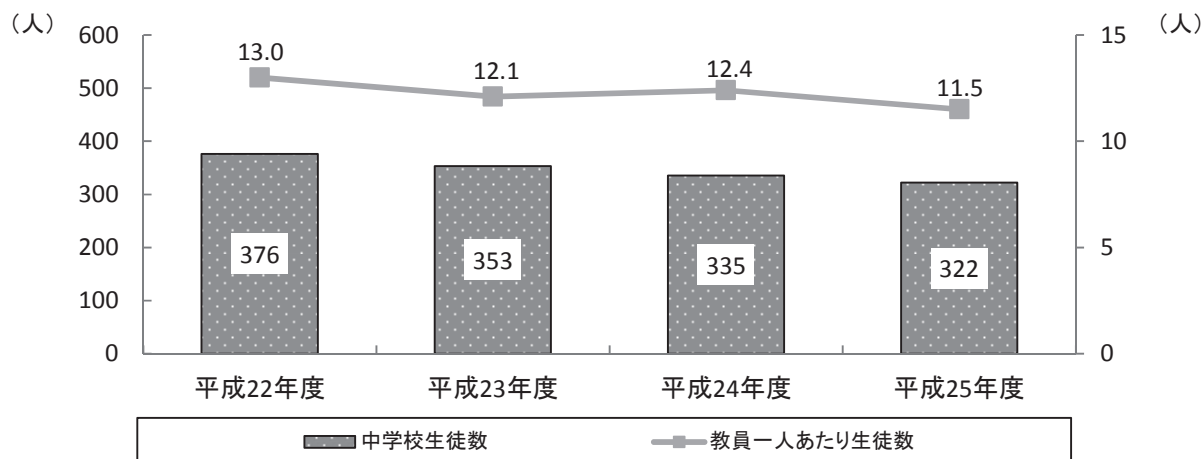
【中学校生徒数等の推移（各年度 5 月 1 日現在）（表）】

単位：箇所、人

区 分			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中学校数			1	1	1	1
教員数			29	29	27	28
生徒数			376	353	335	322
内 訳	1 年生		121	103	109	107
	2 年生		128	121	105	110
	3 年生		127	129	121	105
教員一人あたり生徒数			13.0	12.1	12.4	11.5

資料：教育課

【中学校生徒数と教員一人あたりの生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）（図）】



4 推計人口

国勢調査をもとにコーホート変化率法により人口推計を行うと、ほとんどの年齢において人口が減少傾向であり、平成 27 年から平成 31 年にかけて、148 人が減少すると推計されます。

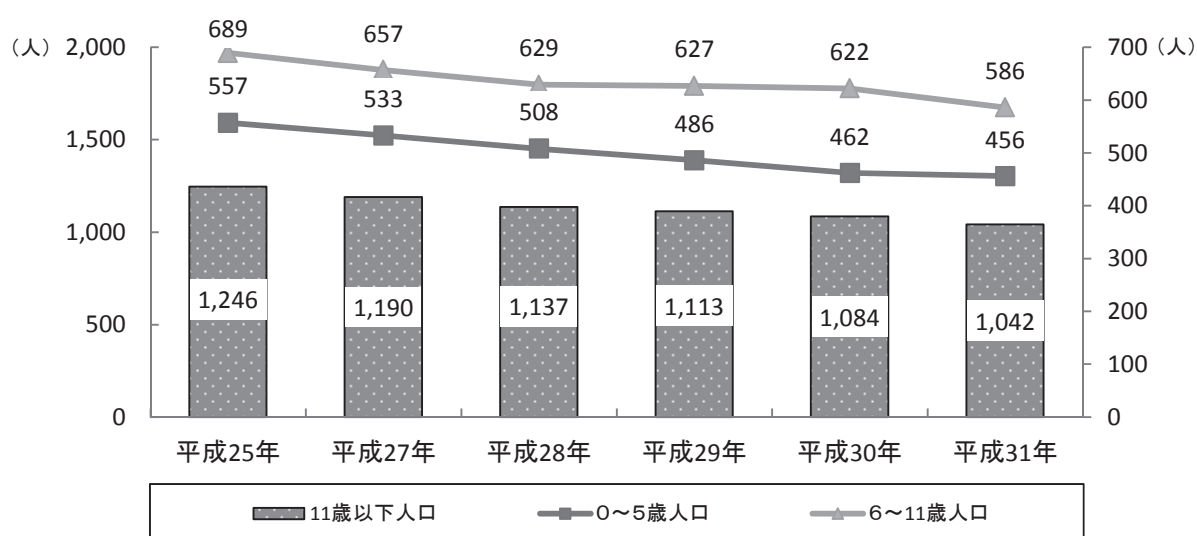
0～5 歳人口と 6～11 歳人口を比較すると、減少の傾向は同じですが、0～5 歳人口の方がおよそ 100～150 人少なくなっており、少子化がさらに進むことが見込まれます。

【推計人口（表）】

単位：人

区分	平成 25 年 (実績)	平成 27 年 (推計)	平成 28 年 (推計)	平成 29 年 (推計)	平成 30 年 (推計)	平成 31 年 (推計)
0 歳	75	83	79	73	73	69
1 歳	93	84	80	76	70	70
2 歳	89	70	81	77	73	67
3 歳	103	96	75	87	83	79
4 歳	92	94	95	74	86	82
5 歳	105	106	98	99	77	89
6 歳	112	95	105	97	98	76
7 歳	103	104	96	106	98	99
8 歳	101	116	107	98	108	100
9 歳	135	106	116	107	98	108
10 歳	120	100	104	114	105	97
11 歳	118	136	101	105	115	106
合計	1,246	1,190	1,137	1,113	1,084	1,042

【推計人口の推移（図）】



第3章

矢掛町次世代育成支援行動計画の評価

第3章 矢掛町次世代育成支援行動計画の評価

基本目標1 たくましく心豊かな次代を担う子どもづくり

基本施策1 次代の親の育成

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
次世代育成支援に関する座談会等の開催	年数 (回)	5 年間で 1 回	2	1	1		1
キャリア教育の推進	年数 (回)	1 (5 日間)	1 (5 日間)	1 (5 日間)	1 (5 日間)	1 (4 日間)	1 (5 日間)

課題

<目標数値>

- 「次世代育成支援に関する座談会等の開催」、「キャリア教育の推進」の事業については、目標数値を達成しています。

<安心して産み育てる環境の整備>

- 次世代育成支援に関する座談会や、広報やホームページ等により「矢掛町次世代育成支援行動計画」のPRを行っていますが、依然として町民の方々への計画の周知が不十分です。

<若者の就労意識の向上>

- キャリア教育の推進については、職場体験をはじめボランティア活動を行っており、活動を積極的に行うことで地域を支え貢献できる人材が育成していますが、現状では積極的に活動しようとする生徒には地域差があります。

<地域の次代を担う意識づくり>

- 文化財の保護・活用については、町職員による出前講座の実施が、一部の学校でしかできていません。

基本施策2 学校教育の充実

目標数値

事業項目	単位	現行計画策定時	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度目標数値
スポーツ少年団の育成	割合(%)	〈スポーツ少年団加入率〉 55	43	41	37	37	60
学校支援地域本部事業	人数(人)	〈ボランティア〉 400	818	1,061	1,173	1,310	700

事業項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
スポーツ教室の開催	水泳教室、町民レク、カローリング等	水泳教室、町民レク、カローリング等	水泳教室、町民レク、カローリング等	水泳教室、町民レク、カローリング等

課題

<目標数値>

○スポーツ少年団の育成について、「スポーツ少年団加入率」は減少し続けており、目標数値である60%に対し、平成25年度は37%と未達成となっています。

○学校支援地域本部事業について、ボランティア数は増加し続けており、目標数値である700人に対し、平成25年度は1,310人と達成しています。

<基礎学力の向上>

○校内研究、指導形態の工夫・改善について、児童生徒の学力向上に一定の効果を上げていますが、学校間の情報共有が課題となっています。

<健やかな体の育成>

○スポーツ離れから、年々スポーツをする子どもが減少してきており、矢掛町においてもスポーツ少年団の団員数が毎年減少しているため、スポーツ少年団の加入率の改善が課題となっています。気軽に幼児から高齢者、あるいは障害者も含めて楽しめるスポーツを取り入れる必要があります。

<相談体制の充実>

○子どもと親の相談員活動事業や、適応指導教室（ひまわりの家）については、不登校等の悩みを抱えていても相談に訪れない保護者や、適応指導教室への通室すらできない生徒がいることが課題となっています。

○スクールカウンセラー事業について、スクールカウンセラーの配置は小学校1校、中学校1校にのみしか配置されておらず、対象児童生徒が増加しています。

＜地域に開かれた学校づくり＞

○学校支援地域本部事業では、町民による学習支援・環境整備及び登下校の安全見守り活動による学校支援を推進しています。

基本施策3 就学前の子どもの保育・教育の充実

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
子育て支援総合 施設の検討							研究
やかげっ子ランド	月数 (回)	4	4	4	4	4	4
住民参加のイベ ントの推進	年数 (回)	1	1	1	1	1	2

課題

＜目標数値＞

○目標数値を達成している事業は、「やかげっ子ランド」であり、「住民参加のイベントの推進」については、年開催回数が1回で未達成となっています。

＜幼児保育・教育への支援＞

○就学前の教育・保育のニーズに対応する新たな選択肢として、認定子ども園の研究を進めます。



基本施策4 子どもの居場所づくり

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
やかげっ子の会	年数 (回)	12	12	11	9	11	12
放課後子供教室	実施 範囲	全小学校 区で実施	全小学 校区で 実施	全小学 校区で 実施	全小学 校区で 実施	全小学 校区で 実施	全小学校区 で実施
児童館の整備							実施予定
あおぞらキッズ	年数 (回)	4	7	8	6	3	年 6 回

課題

<目標数値>

○目標数値を達成している事業は、「放課後子供教室」で、「やかげっ子の会」と「あおぞらキッズ」もほぼ目標を達成しています。

<子どもの遊び・活動の場の整備>

○放課後子供教室については、今後も全小学校区で実施することを検討していますが、国・県からの補助の縮小が課題であり、児童館の整備については、設立場所、人員、予算の確保が課題となっています。

基本施策5 支援の必要な子ども等への対応

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
要保護児童対策 地域協議会	年数 (回)	〈実務者会議〉 3	3	3	3	3	3
障害児相談事業	1 週間 当たり (回)	1	2	2	2	2	1
障害児保育事業	年数 (回)	〈研修〉 3	3	3	3	3	4
相談専門員の配 置	人数 (人)	0	1	1	1	1	1

課題**<目標数値>**

○目標数値はほぼ達成しています。

<児童虐待への対応>

○子どもへの虐待発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援アフターケアなどの総合支援のために、子育て支援センター、保育園と虐待相談窓口の間の情報伝達を緊密に行なっており、今後も継続し実施させていく必要があります。

<障害児施策の充実>

○障害の早期発見・早期療育のために、気になる子どもについて様々な場面を活用し、やかげ親子教室等の紹介を行なっておりますが、健診に参加しない子どもの状況把握が困難となっています。

○デイサービス事業は、児童発達支援、放課後等デイサービスとして支給することとなりました。平成26年度より、町内に2箇所の施設が立ち上がり、今後ますますサービスに対する需要が高まることが予想されます。



基本目標2 子育て支援の体制づくり

基本施策1 子どもや母親の健康の確保

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
妊婦健康診査	妊娠届 (早期届率)	92.1	91.4	71.4	92.5	88.0	100
母子訪問指導	乳児家庭訪問 (実施率)	69.7	12.3	35.3	49.3	100	100
乳児健康診査	割合 (%)	92.3	86.3	88.5	82.0	85.3	100
幼児健康診査	1歳6カ月 (受診率)	86.3	90.4	87.9	95.7	87.8	90.0
	3歳児 (受診率)	86.7	79.4	91.9	95.7	80.6	90.0
予防接種 麻疹予防接種率	第1期 (受診率)	84.3	91.2	86.1	99.0	98.0	100
	第2期 (受診率)	72.4	96.0	95.1	98.2	100	100
育児相談(旧：子 育てなんでも相談)	年数(回)	12	12	11	12	11	12
2歳児歯科健診 (前回計画時：お 口ピカピカ教室)	割合(%)	34.4	55.0	70.0	71.1	82.0	85.0
学校給食などによる食育の推進 【給食を残さず 食べる児童・生徒 の割合】	小学校 (1・2 回目) 割合(%)	85.0	89.3	93.3	93.8	95.7	90.0
			94.3	73.4	74.0	74.0	
	中学校 (1・2 回目) 割合(%)	50.0	59.3	94.8	94.4	95.8	60.0
			64.0	70.6	64.0	63.3	
地産地消の推進 【町内産物を使用する割合】	県内産 (1・2 回目) 割合(%)	—	47.0	53.0	61.0	58.0	—
			54.0	42.0	43.0	50.0	
	町内産 (1・2 回目) 割合(%)	24.0	19.5	29.8	18.8	17.4	40.0
			16.6	16.4	12.8	15.6	

課題**<目標数値>**

○一部事業について、目標数値を達成できていません。

<安全で快適な妊娠・出産の支援と母親の健康づくり>

○妊婦健康診査として、妊婦を対象とした医療機関における妊娠届提出時、保健師が面接し健診受診勧奨等実施していますが、健診結果が1～2カ月遅れで届くため把握しづらい問題点があります。

<乳幼児期・小児期における健やかな成長・発達支援>

○妊婦健康診査と同様に、乳児健康診査でも健診結果が遅く届くため、把握が難しくなっています。

○育児相談では、発達の気になる子どもに対しては「やかげ親子教室」への呼びかけや、町内の母子の仲間づくりの場として活用できるような場を定期的に提供できていますが、参加者が多い場合、待ち時間が長くなる状況です。

○1～2歳児と保護者を対象に、歯科健診を歯科医師、歯科衛生士の協力のもと実施し、3歳児のう歯率が高いことが判明しています。

○乳幼児事故防止等啓発を推進していますが、育児相談や健診の参加者にしか呼びかけができていません。

<食育の充実>

○食事バランスガイドの周知が困難であり、町民に浸透していません。

○保育園児、幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の中に朝食を食べない子どもがいます。

<思春期教育の充実>

○平成25年度より「親育ち応援学習講座」を実施し、参加者より高評価を得ていますが、さらに多くの保護者に参加していただくこと、ファシリテーターの育成による各学校園での自主開催が今後望まれます。

<医療体制の充実>

○町内に産科がないため、緊急時にすぐ対応できない問題があります。

基本施策2 子育て支援サービスの充実

目標数値

事業項目	単位	現行計画策定時	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度目標数値
通常保育事業	人数(人)	〈待機児童〉 0	0	0	0	0	0
低年齢児保育事業	月齢	生後6カ月	生後6カ月	生後6カ月	生後6カ月	生後6カ月	生後6カ月
やかげ親子教室	年数(回)	6	6	11	12	11	12
保育士の資質の向上	年数(回)	〈保育研修会〉 2	2	2	2	2	2
子育てひろばかがやき	1日当たりの人数(人)	〈利用者数〉 5	10.2	12.2	13.3	12.8	10
子育て応援メール	人数(人)	〈会員数〉 130	189	189	210	224	150

課題

＜目標数値＞

○すべての事業で、概ね達成できています。

＜多様な保育サービスの充実＞

○通常保育事業では、定員数に対して入園児数は足りています。

○一時保育事業では、現在、町内4保育園で実施していますが、保育園によって利用者数の差があります。

○やかげ親子教室では、保育園・幼稚園に通園していない乳幼児とその保護者を対象に、年12回定期的に子育ての不安等に対するアドバイスなど実施しています。課題としては、参加者が多くなると講師が子どもの様子を見られないことが挙げられます。

基本目標3 親と子とともに支え合う地域社会づくり**基本施策1 家庭や地域の教育力の向上****目標数値**

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
家庭教育学級	年数 (回)	15	47	41	36	43	30
やかげ親子教室	年数 (回)	6	6	11	12	11	12
英語で遊ぼう	月数 (回)	1	1	1	1	1	1
おはなしらんど &おりがみ教室	月数 (回)	1	1	1	1	1	4
えっほん本	月数 (回)	1	1	1	1	1	1
おはなしたまて ばこ	月数 (回)	3	1	1	1	1	3

課題**<目標数値>**

○「やかげ親子教室」、「おはなしらんど&おりがみ教室」、「おはなしたまてばこ」の事業が未達成となっています。

<家庭教育の充実と親意識の高揚>

○家庭や地域を取り巻く社会の変化に対応し、保護者のニーズに応じた講座を各学校園の年間計画の中で、年2回以上開講していますが、講師の謝金等財源が限られており、各学校園で講師の選定に苦慮しています。

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり**目標数値**

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
子育てサークルの支援・育成	(団体)	2	3	3	3	3	3
母親クラブの支援・育成	(団体)	2	3	3	3	3	3

課題**<目標数値>**

○両方の事業について、目標数値を達成しています。

<子育てサークル・ボランティアへの支援>

○子育てサークルや母親クラブの活動への支援・育成を実施しておりますが、地域組織活動に対してはできていません。

基本施策3 仕事と家庭生活の両立の推進

目標数値

事業項目	単位	現行 計画 策定時	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 目標数値
男女共同参画 の推進	人数 (人)	<男女共同 参画啓発講 座等受講者 数> 180	130	70	77	—	630

課題

<目標数値>

○平成 25 年度は講師の都合で実施されておらず、人数についても未達成です。

<子育てへの男女共同参画の啓発>

○若年層を対象としたセミナーの開催や、いきいきサロンや出前講座を利用して、男女共同参画を身近に感じてもらう工夫を行う必要があります。

<職場における男女共同参画の推進>

○仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進として、企業を対象としたアンケート調査の実施や企業への情報提供が必要です。



基本目標4 安心して快適な子育てしやすい環境づくり

基本施策1 安心して外出できる環境の整備

課題

<安全な道路環境の整備>

- 安全な道路環境の整備として、警察との通学路合同点検等によって抽出された危険箇所等について適切な対応を行うことが必要です。
- 新規に設置する歩道はバリアフリーにしておりますが、既存の歩道はバリアフリー化に至っていません。

基本施策2 子どもの安全の確保

目標数値

事業項目	単位	現行計画 策定時	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 目標数値
交通安全 教室の開催	(回)	86	86	87	86	89	86

課題

<目標数値>

- 目標数値を達成しています。

<交通安全の推進>

- 小・中学校への自転車の指導が年1回のみであり、事故防止のため、回数の増加や指導内容の検討が必要です。
- チャイルドシート購入助成金の支給を行っていますが、パンフレットの説明が理解しづらい表現となっているため、表現を見直す必要があります。

第4章

子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

○本計画では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育提供区域の設定を行い、区域ごとに事業の必要量の算出、事業内容や実施時期を示します。

1 教育・保育提供区域の設定

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育提供区域の設定に関して、下記のように記載されています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能である区域（教育・保育提供区域）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

○本町においては、下記の2点から教育・保育提供区域を1区域とします。

- ①複数の区域に設定することで、区域内の量の調整や確保が難しいため
- ②1区域とすることで、利用者の細やかなニーズ（勤務状況等）に対応するため

2 教育・保育の量の見込みと提供体制・実施時期

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育の量の見込み、提供体制と実施時期について、下記のように示しています。

○本計画では、矢掛町子ども・子育て支援ニーズ調査結果に基づいて算出した各年度における教育・保育の量の見込みと、その提供体制の確保内容と実施時期を記載します。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

3 教育・保育の量の見込み

○幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き家庭等	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育園・認定こども園・地域型保育施設

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

○3～5歳の保育の必要性がなく、学校教育の希望が強い対象児童については、既存の幼稚園での供給量で対応が可能となっています。

【1号認定】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	73	66	64	61	62
②確保方策（人）	73	66	64	61	62
幼稚園（箇所数/定員数）	73(4/350)	66(4/350)	64(4/350)	61(4/350)	62(4/350)
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・幼稚園・認定こども園】

○3～5歳の保育の必要性がある認定区分について、学校教育の希望が強い対象児童は既存の幼稚園で、それ以外の対象児童は既存の保育園での供給量で対応が可能となっています。

【2号認定】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	204	185	179	170	173
学校教育利用想定	15	14	13	13	13
保育園利用想定	189	171	166	157	160
②確保方策（人）	204	185	179	170	173
幼稚園（箇所数/定員数）	15(4/277)	14(4/284)	13(4/286)	13(4/289)	13(4/288)
保育園（箇所数/定員数）	189(4/330)	171(4/330)	166(4/330)	157(4/330)	160(4/330)
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

（注1）②確保方策の幼稚園の定員数は、350人から1号認定の見込み量を除いたもの。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・認定こども園・地域型保育施設】

〇0～2歳の保育の必要性がある認定区分について、0歳と1～2歳に分けて量の見込みを定めます。いずれも、既存の保育園での供給量で対応が可能となっています。

【3号認定・0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	17	16	15	15	14
②確保方策（人）	17	16	15	15	14
保育園（箇所数/定員数）	17(4/141)	16(4/159)	15(4/164)	15(4/173)	14(4/170)
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

（注2）②確保方策の保育園の定員数は、330人から2号認定の見込み量を除いたもの。

【3号認定・1～2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	78	81	77	72	69
②確保方策（人）	78	81	77	72	69
保育園（箇所数/定員数）	78(4/124)	81(4/143)	77(4/149)	72(4/158)	69(4/156)
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

（注3）②確保方策の保育園の定員数は、330人から2号認定・3号認定（0歳）の見込み量を除いたもの。

【3号認定・0～2歳児保育利用率】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率	40.1%	40.4%	40.7%	40.3%	40.3%

（注4）3号（0～2歳）の確保方策（利用定員）の児童数に占める割合。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援(新規)

○子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、およびその他の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供、相談対応等の支援を行う事業です。

○平成27年度より1箇所を実施を予定しています。

【利用者支援（新規）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策（実施箇所数）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	—	—	—	—	—

(2)乳児家庭全戸訪問事業

○すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

○すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目標とします。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	83	79	73	73	69
②確保方策（人）	83	79	73	73	69
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(3)養育訪問支援事業

○乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

○必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

【養育訪問支援事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	7	7	6	6	6
②確保方策（人）	7	7	6	6	6
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(4)妊婦健診

○母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。

○今後もすべての妊婦に対して現行通り実施します。

【妊婦健診】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	76	72	66	66	62
②確保方策（人）	76	72	66	66	62
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(5)時間外保育事業(延長保育事業)

○保育園において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業です。

○市内の保育園4箇所すべてで実施されており、今後も引き続き市内すべての保育園で実施します。

【時間外保育事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	12	12	11	11	11
②確保方策（人）	12	12	11	11	11
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(6)放課後児童健全育成事業

○授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の健全育成を推進するとともに、働く親の不安解消を図ります。

○受け入れ年齢の拡大を図ります。そのため、指導者数、施設面積の不足が想定される施設については、解消できるよう努めます。

【放課後児童健全育成事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人）	160	156	154	154	142
低学年（人）	121	119	116	117	106
高学年（人）	39	37	38	37	36
②確保方策（人）	160	156	154	154	142
低学年（人）	121	119	116	117	106
高学年（人）	39	37	38	37	36
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(7)子育て短期支援事業(ショートステイ)

○保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

○現在矢掛町では、子育て短期支援事業を実施していません。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人）	0	0	0	0	0
②確保方策（人）	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(8)地域子育て支援拠点事業

○地域全体で子育てを支援する基盤の整備を図るため、やかげっ子の会、あおぞらキッズ広場の開催、相談事業、子育て支援メールの配信、母親クラブとの連携、親子のふれあいの場の提供など、子育て支援に関わる各種の業務を行う事業です。

○現在、町内では子育て支援センター 1 箇所で、地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も引き続き実施します。

【地域子育て支援拠点事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人日/年）	3,445	3,499	3,295	3,149	3,003
②確保方策（人日/年）	3,445	3,499	3,295	3,149	3,003
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(9)一時預かり事業

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

○幼稚園在園児を対象にしたものと、それ以外のものがあります。

①幼稚園の預かり保育

○在園児を対象とした預かり保育は、町内の幼稚園4箇所すべてで実施されており、今後も引き続きすべての幼稚園で実施します。

【幼稚園の預かり保育】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人日・人）	118・15	107・14	104・13	98・13	100・13
1号認定（人日/年）	118	107	104	98	100
2号認定（人）	15	14	13	13	13
②確保方策（人日・人）	118・15	107・14	104・13	98・13	100・13
1号認定（人日/年）	118	107	104	98	100
2号認定（人）	15	14	13	13	13
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

②幼稚園在園児以外の預かり保育

○理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園で一時的に子どもを預かる事業です。

○現在、町内の保育園4箇所すべてで実施されており、今後も引き続きすべての保育園で実施します。

【一時預かり（上記以外）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人日/年）	1,376	1,315	1,256	1,192	1,174
②確保方策（人日/年）	1,376	1,315	1,256	1,192	1,174
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(10)病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

○保育園や幼稚園等に通園している子どもが、病気や病気回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

○現在、町内で実施している施設はありません。

【病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人日/年）	138	134	132	127	123
②確保方策（人日/年）	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	△138	△134	△132	△127	△123

(11)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

○臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたいもの、援助を受けたいものからなる会員組織による相互援助活動を行う事業です。

○現在、放課後の活動場所としての量の見込みは生じておらず、必要に応じて対応します。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（人日/週）	0	0	0	0	0
低学年（人日/週）	0	0	0	0	0
高学年（人日/週）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日/週）	0	0	0	0	0
低学年（人日/週）	0	0	0	0	0
高学年（人日/週）	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

第5章

計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、矢掛町次世代育成支援行動計画を踏まえ、子ども・子育て支援法の基本指針と整合を図り、5つの視点を基本とします。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの個性が尊重されるように配慮する必要があります。また、障害、疾病、虐待、貧困その他の状況にかかわらず、「子どもの最善の利益」が実現されなければなりません。必要な支援や専門性の高い人材、良質な環境のための施設整備を確保し、一人ひとりの子どもが、住み慣れた地域で育つことのできる地域づくりを支援します。

(2) 子どもと親の成長を支える視点

すべての子育て家庭が質の高い保育、教育のサービスを受ける機会が十分に与えられ、生きる力や心身の健全な発達を保証することが必要です。また、親が子育てを通じて親として成長する「親育ち」を支援することも重要であり、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

(3) 地域とつながりお互いを支え合う視点

兄弟姉妹の減少する中、子どもには同年齢、異年齢の子どもとの交流の機会の確保が必要であり、子どもの生活の場を連携させて地域のなかで子どもが育まれる環境づくりが必要です。地域コミュニティにおけるつながりを活用できる交流の機会をつくり、地域全体で子育てに対する重要性の理解や関心を深めること、社会全体がそれぞれ役割を担い、互いに連携・協力しながら支え合う体制の構築を支援します。

(4) 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

共働きの子育て家庭が増える中、男女ともに子育てに参加でき、保護者としての役割を果たすことが必要です。子育てをする男女が子どもと向き合い、それぞれの役割を果たし、より良い親子関係を形成できるように、職業生活と家庭生活との両立が可能な雇用環境の整備を支援します。

(5) 家庭、学校、地域、事業者、行政の協働による子育て支援の視点

地域の将来の担い手を育成することは未来への投資であり、子育て支援は、家庭、学校、地域、事業者、行政といった社会における一人ひとりが関心と理解をもって協働することが必要です。関係者が連携し合って社会的資源を最大限に活用することで、矢掛町における実情に応じた子育て支援を進めます。

2 基本理念

○矢掛町次世代育成支援行動計画では、「社会全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進に努めてきました。

理念に込められた意味

- ・明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の地域社会が発展するために欠かせないものであり、そのためには子どもたちを社会全体で支えていくことが求められていること。
- ・「子育ては親育て」といいますが、子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく地域づくりを支援すること。

○この理念は、国における「子ども子育て支援の意義」として挙げている、子どもが将来の我が国の担い手である点や、親が周囲の支援を受けながら子育てを通じて成長する「親育ち」を支える点を踏まえており、本町における子育ての指針です。したがって、本計画において矢掛町次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、子育て支援施策を推進します。

基 本 理 念

社会全体で取り組む子育て・親育て



3 基本目標

本計画は、基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、それらを4つの柱として総合的に施策を推進します。

(1) 質の高い教育・保育の環境整備

すべての子どもの健やかな育ちを保証するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供や、地域による子育て支援が重要です。また、教育・保育の質の確保については、子どもの育ちを支援する人の専門性、経験の向上が求められます。子どもの学力向上のために指導方法等の改善を図るとともに、子どもが健やかに成長できる環境の整備、多様な交流機会の提供を行います。

(2) すべての子どもと親への支援

障害や家庭の状況によって、子どもの最善の利益が妨げられないように、より細やかな支援が必要な子どもと、その保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスを充実します。そのために、関連する機関、団体との緊密な連携、情報共有を行い、早期発見、早期予防、その後の保護や支援の充実に努めます。

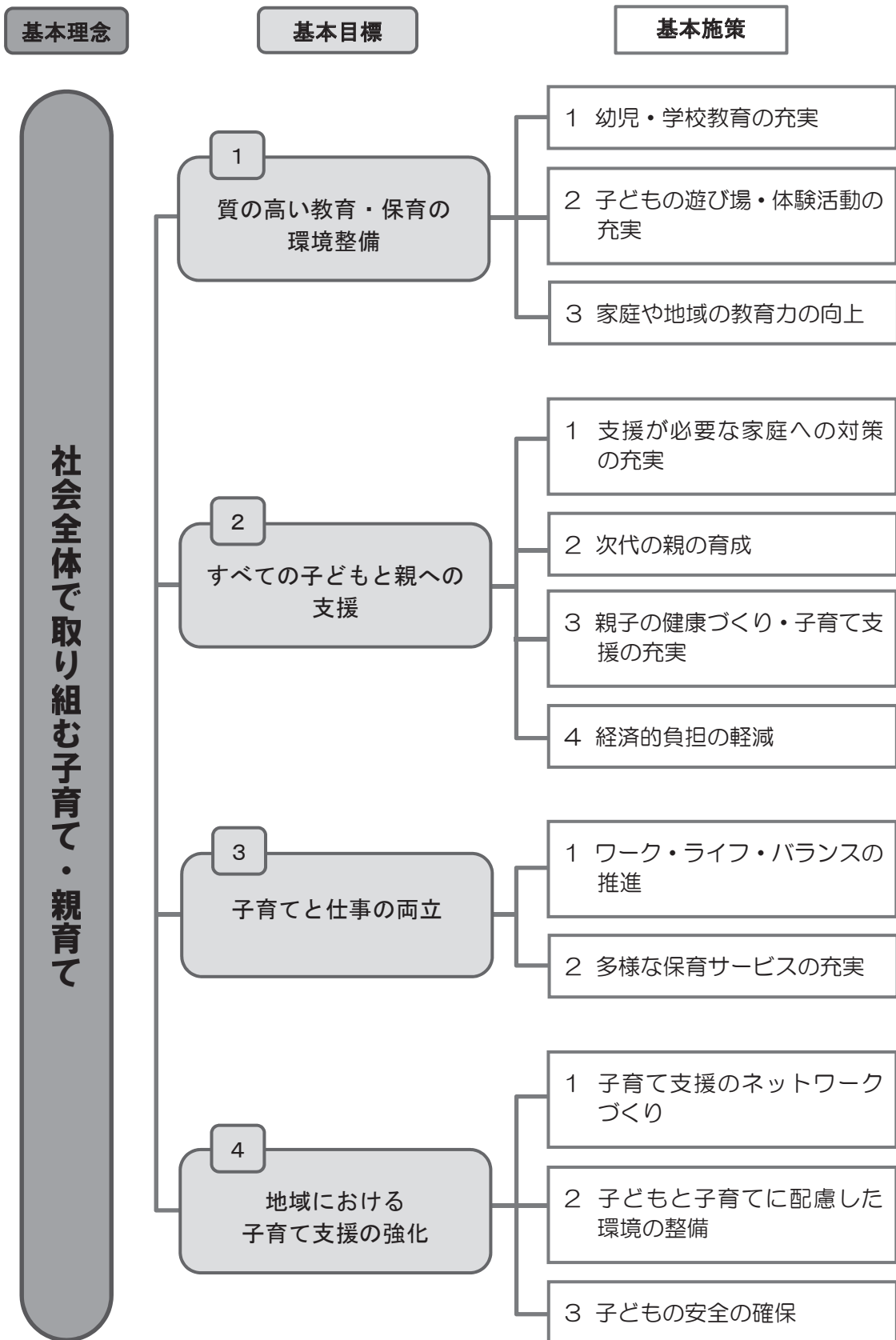
(3) 子育てと仕事の両立

子どもを安心して生み、育てられるように、子育てと仕事のバランスのとれた多様な就労が可能となるように、子育て支援サービスの充実に努めます。また、働く保護者が周囲の人や企業において理解を得られ、子育て支援サービスの利用が可能となるよう意識啓発や企業に対する働きかけを行います。

(4) 地域における子育て支援の強化

地域において、子どもたちが施設を利用しやすく、また子どもと保護者が安心して外出ができるよう道路を整備するなど、子育てしやすい居住環境の整備に努めます。また、交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりを目指します。

4 矢掛町子ども・子育て支援事業計画体系図



第6章

計画の基本施策

第6章 計画の基本施策

基本目標1 質の高い教育・保育の環境整備

基本施策1 幼児・学校教育の充実

- 学校教育の充実のために、指導方法の改善や指導形態における、各校の好事例等の情報共有、スポーツを親しむ場の提供による健やかな体の育成、不登校等の問題を抱える児童への相談体制の充実が必要です。
- アンケート調査によると、3歳から幼稚園の利用の希望があり、教育の低年齢化が進んでいます。また、教育・保育事業の利用理由について、「子どもの教育や発達のため」との回答が2番目に高くなっており、子どもが過ごす場として良質な環境の整備が望まれています。
- 保護者の子どもの教育に対する高い関心に対応し、教育環境の整備や指導力向上に努めます。

取り組みの方向

1 基礎学力の向上

- 基礎学力の向上のために、少人数指導や、習熟度別指導、TT（チームティーチング）指導の推進を継続するとともに、個別補充学習に取り組みます。
- 矢掛町学力向上検討委員会による学習状況調査の結果の分析、各校における指導方法等の情報共有を行い、一層の学習効率の向上を目指します。また、特別支援教育の視点を取り入れた「わかる授業」の継続実施と、学校の実態に応じた加配要望を県に申請し、少人数指導、習熟度別指導に努めます。

事業	実施内容
校内研究	各学校では、国語科・算数科・生活科・道徳・総合的な学習等の指導法の改善に向けて職員研修を行います。学校間で授業の公開や体験的な活動を取り入れたり、個に応じた指導や評価の工夫を行ったりすることで、児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、自ら学ぶ子どもの育成を図ります。
指導形態の工夫・改善	算数科・英語科・数学科の学習を中心に少人数指導や習熟度別指導・チームティーチングなどの複数教員による指導形態の工夫・改善を行い、児童・生徒の習熟度に応じた指導を行い学力向上に努めます。

2 健やかな体の育成

- 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、やかげスポーツクラブと共同して、優れた指導者の育成・確保、指導方法の改善等を進めます。また、低下しているスポーツ少年団の加入率やスポーツ離れの改善のため、園児等を対象とした教室の開催や、幼児から高齢者、障害者も参加できる大会、教室を開催し、スポーツを親しむ場の提供、きっかけづくりを行います。

事業	実施内容
スポーツ教室の開催	総合運動公園やB & G海洋センターを活用し、陸上、水泳、ダンス等の教室を開催するとともに、町民レクリエーション大会・カローリング大会等を開催し、ニュースポーツに親しむ機会を設けます。また、家族ぐるみで行えるスポーツの普及にも努めます。
スポーツ少年団の育成	剣道、柔道、サッカー、野球、ソフトボール、バレーボール少年団等の組織で、子どもの体力と運動能力の向上を図ります。

3 相談体制の充実

- 非行やいじめ、不登校などの解消や予防のために、児童生徒本人・保護者を対象に、児童相談所や警察との連携のもとに適切な指導を行います。また、スクールカウンセラーや学校アドバイザー・スクールソーシャルワーカーなどの学校における専門的な相談体制の強化を図り、学校・家庭・地域及び関係機関とのネットワークづくりを進めます。庁内においては、保健福祉課（子育て支援室、健康管理センター、子育て支援センター）と教育課の連携をより一層強化します。
- 今後は、教育相談窓口の周知、家庭環境改善サポーター配置時間の増加を行うとともに、関係者と連携して、粘り強く家庭訪問等を行い、教室や相談窓口に通うことができない生徒や保護者に対しても積極的に働きかけます。

事業	実施内容
子どもと親の相談員活動事業	児童・生徒が抱えている悩みや不安の相談相手となり、不登校などの早期発見、早期対応や未然防止に努めます。
スクールカウンセラー事業	児童・生徒の実態をしっかりと把握し、悩みの相談を受け、自立を援助します。教職員、家庭、地域社会との協力連携を図り、問題行動等に悩む保護者の相談や訴えに対応し、援助に努めます。
適応指導教室（ひまわりの家）	長期欠席をしている小中学生を対象に、学習の援助をしながら学校に復帰できることを目標に支援します。

4 地域とともにある学校づくり

- 保護者や地域住民の参画を得た学校運営の改善等を図り、地域全体で子どもを育む、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- 定期的な授業公開や学校公開を引き続き実施するとともに、地域の人材を学校の教育活動に積極的に活用します。また、小中学校については、学校評議員を廃止し、学校運営協議会として地域に根ざした学校づくりに努めます。

事業	実施内容
学校運営協議会	学校運営に参画し、教育委員会または校長に対して意見を述べることで、地域から支援を受けやすい体制づくりに努めます。
授業公開と地域の人材活用	保護者・地域住民への授業公開に努めるとともに、地域ボランティアの活用を推進し、地域と一体となった教育の推進に努めます。
学校支援地域本部事業	町民による学習支援や地域ボランティア活動による学校支援を推進し、地域と一体となった教育の推進に努めます。

5 幼児教育の充実

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育園、幼稚園、小学校の連携を促進します。
- 保育士・幼稚園教諭の資質が向上するよう研修の機会を十分に確保し、質の高い保育・教育の提供に努めます。

事業	実施内容
幼児教育の質の向上	幼稚園教諭、保育士の研修等の充実を図り、子育ての専門家としての資質向上に努めます。
保幼小連携の推進	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育園、幼稚園、小学校の連携を推進します。
就学前の教育と保育の一体的な提供の検討	就学前の教育・保育を一体的に提供する認定こども園等の整備について検討を行います。

6 地域に密着した幼児教育の推進

- 園庭の開放による子どもたちが学び、遊ぶ場の提供や、母親クラブ、公民館等との連携による高齢者との世代間交流、住民参加のイベント等により、地域に密着した特色ある幼児教育を推進します。

事業	実施内容
やかげっ子ランド	月1回各保育園の園庭を開放し、地域の子どもたちが友達や親と遊び、学べる場を提供します。
住民参加のイベントの推進	母親クラブやNPO等と連携し、住民参加型のイベントを推進します。 (キッズひろば)



基本施策2 子どもの遊び場・体験活動の充実

- 矢掛町においては、放課後子供教室を全小学校区で実施し、子どもの居場所づくりを実施してきました。また、児童館の設置について、アンケート調査によると、6割以上の就学前児童保護者が期待していると回答しています。
- 子どもが安心して遊ぶことができ、身近な支援に自由にふれることのできる場として、公園の整備を継続して行う必要があります。
- 設備、資金等の課題に対応し、子どもが日々を過ごす居場所や、子どもや親同士が交流できる場を提供します。

取り組みの方向

1 子どもの遊び・活動の場の整備

- 図書館・公民館・体育館などの生涯学習施設や学校施設の開放など、子どもの遊び・活動の場の整備を推進します。また、空き家や空き施設などを有効活用した地域の居場所づくりや、児童館の設立を検討します。

事業	実施内容
放課後子供教室	地域の公民館等において、放課後や週末の子どもの居場所づくりとともに、地域の人との交流を促進します。また、同一小学校区の放課後児童クラブとの一体的な開設・運営を継続して実施します。
児童館の整備	子どもの活動の拠点として、児童館の建設に向けて、ハード・ソフト両面にわたる具体的な研究をします。
あおぞらキッズ	保育園・幼稚園に通園していない乳幼児の自由遊びや親子遊びを促進します。主として屋外で実施します。

2 公園・緑地の整備

- 矢掛町総合運動公園については、平成25年度に策定した長寿命化計画に基づき、施設の適正な維持管理を行います。また、子どもの身近な遊び場である児童公園の遊具導入にあたっては、低年齢時でも活用できるよう安全で安心して遊べる場として整備に努めます。

事業	実施内容
公園の整備・管理	児童公園（ネバーランド）等の整備や身近な自然とふれあえる自由な遊び場を確保します。矢掛町総合運動公園は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用しやすい施設として、今後も町内外から利用が増えるよう努めます。

基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

- 近年、地域住民や隣人との交流が少なく、子育てにおいて助け合いが難しい状況にあり、アンケート調査によると子育てに何らかの不安をもっている保護者は、およそ半数となっております。また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭内における教育力の低下が社会的な問題となっています。
- 地域が子どもと子育て家庭を見守り、育てることや、家庭における教育力の向上を支援する必要があり、子どもと保護者のコミュニケーションや、様々な地域住民とふれあえる機会の提供に努めます。

取り組みの方向

1 家庭教育の充実と親意識の向上

- 家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識の下、学校を拠点とした家庭教育学級、子育て講座など、定期的に学習機会を提供し、家庭や地域における社会の変化に対応した教育機能の向上を図ります。また、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるように、親意識の啓発を図ります。

事業	実施内容
家庭教育学級	家庭や地域を取り巻く社会の変化に対応し、家庭や地域の教育力の充実を図るため、保育園・幼稚園・小学校のそれぞれで家庭教育学級を実施します。また、地域の方を積極的に活用するなど、活力ある地域コミュニティを形成します。
やかげ親子教室	保育園・幼稚園に通園していない乳幼児とその保護者を対象に、子育ての不安等に対しての相談・支援の場を提供します。
育児相談	身体測定、育児相談、離乳食相談、カリオスタット検査などを毎月1回行い、乳幼児の健康発達を支援します。発達が気になる子どもに対しては「やかげ親子教室」への参加を呼びかけるとともに、町内の母子の仲間づくりの場として活用できるような場の提供を行います。
思春期の子どもをもつ親のための子育て講座	小学校高学年・中学生になる子どもの保護者を対象に、思春期の子どもをもつ親の心構え等の子育て講座や講演会を開催します。今後は、研修が必要な保護者に参加していただける工夫に努めます。
親育ち応援学習講座	幼稚園・保育園・小学校・中学校の保護者等が、互いに子育てについて学び、親として育ち合うことで家庭教育力の向上を図る、参加者が主体となる参加型の親育ち応援学習講座を開催します。

2 豊かな体験学習の充実

- 子どもが自ら学び、考える力や豊かな人間性を育むために、読み聞かせ等のイベントを行うとともに、参加者間の交流や、親子のコミュニケーションの場となるよう努めます。
- 学校においては、総合的な学習の時間などを有効に活用し、地域の実態や伝承文化への理解を深めるとともに、様々な地域住民とふれあうきっかけづくりを行います。
- 現状では、参加者が固定している事業もあり、今後は広報や周知方法、開催日等の検討を図ることで、より多くの方に活用してもらえるように取り組みます。

事業	実施内容
学びのポイントラリー	公民館などで実施するイベントを登録し、学校を通じて子どもたちに紹介し、地域の様々な人たちと関わりながら学ぶ機会を提供します。
防災キャンプ	災害時の避難所における生活体験と防災意識の高揚を目的に、児童・保護者・地域住民を対象とした防災キャンプの実施により、地域組織の連携強化や共通認識をもつなど、地域の絆が深まる活動を実施します。
英語であそぼう	月1回、乳幼児から小学校低学年を対象に、英語指導助手の先生と司書が絵本や紙芝居の読み聞かせをします。また、外国の文化を紹介したり、ゲームを取り入れたりして異文化交流や参加者同士のふれあい、親子間のコミュニケーションを図ります。
おはなしらんど &おりがみ教室	乳幼児から小学生を対象に、図書館ボランティア「絵本の会ゆめ」が、絵本の読み聞かせやエプロンシアターなどを実施し、イベント後に司書がおりがみ教室を開催し、簡単にできる折り紙を親子で作ってもらいます。
絵本作家による お話ライブ	乳幼児～小中学生～一般を対象に、絵本作家による読み聞かせ・絵本のすばらしさについてのお話を、ふれあい会館と連携して行います。
ブックスタート	4カ月児を対象に絵本をプレゼントするとともに、保護者に絵本を通じてふれあう時期の大切さを伝えます。
ふぁみどく発表会	親子で声に出して本を読みます。親子が一生懸命練習した成果を発表します。親子のふれあいにとって大変貴重な時間を共有できる発表会です。

3 親子のふれあいの促進

- 子どもと保護者がより良い親子関係を形成することは、子どものより良い育ちを実現することにつながります。親子がともに過ごせる時をつくり、家族のすばらしさを確認し、あわせて子どもの健康や創造性に寄与する、親子で参加できる自然体験活動やスポーツ行事などの充実を図ります。また、その際には、就労している保護者が参加しやすい開催日時等の設定を行います。

事業	実施内容
やかげっ子の会	月1回親子のふれあいや親同士の交流の場を設け、親子遊びを促進します。主として屋内で実施します。
子育てひろば か がやき	就学前の在宅子育て親子を対象とした遊び場、親子同士の交流の場を提供します。月曜日～金曜日の10:00～16:00に開設しており、支援員を2人配置しています。

4 異年齢・世代間交流の推進

- 少子化による兄弟姉妹の減少によって、子どもが年齢の異なる子ども集団の中で遊び、ふれあい、豊かな社会性、協調性のきっかけとなる友情や葛藤、忍耐を経験することが難しくなっています。そのため、学校の教育活動、公民館や各種団体の地域活動を活用し、放課後子供教室など異年齢児同士の交流を促進することが必要です。
- 核家族化が進展する中で地域の子どもに無関心な大人が増え、かつては子どもが日常生活において経験できた、多様な年齢の大人と交わりながら成長することが難しくなっていることから、地域行事、スポーツ活動、社会奉仕活動などを通じて、三世代間の交流を促進します。

事業	実施内容
放課後子供教室	再掲

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 近年、インターネット等による性や暴力などの有害情報の氾濫は、子どもの健全な育成にとって悪影響を及ぼすおそれがあります。関係機関等との連携を強化し子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。
- また、携帯電話等からのインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、利用実態を把握するとともに、情報モラル教育の推進、フィルタリング・サービスなどの普及に努めます。

事業	実施内容
情報モラル教育の推進	子どもが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

基本目標2 すべての子どもと親への支援

基本施策1 支援が必要な家庭への対策の充実

- 地域のつながりが希薄になっている中、子育て仲間や、不安や負担の際に頼る相手を得ることが難しくなっています。障害の早期発見・早期療育が重要であり、様々な機会を通じて状況把握を行っています。事業へ参加しない子どもに対する支援が充分でない状況があります。
- 子育て家庭に対する不安、負担は、児童虐待が生じる要因にもなり得るため、関連各所との情報伝達、情報共有を行い、関連機関と連携した対応を進めます。
- ひとり親家庭については、今後も経済的支援等、継続して支援を行います。
- 障害や家庭構成等の問題を抱える子どもが、健やかに成長できるように、関連機関が連携し、迅速で幅広い支援が行えるよう努めます。

取り組みの方向

1 児童虐待への対応

- 養育支援を必要とする家庭に対しては、早期に把握し虐待を予防すること、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の介入が必要な場合に早急な対応が可能となるように、関係機関との連携強化が重要であり、現在矢掛町では、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校、虐待相談窓口間で緊密な情報伝達を行なっています。
- 今後も虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアなど総合的な支援を継続し、子どもの健全な成長を妨げることがないように努めます。

事業	実施内容
虐待の早期発見と予防の推進	乳幼児全戸訪問事業・養育支援訪問事業など、家庭を訪問し、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、健診未受診者への受診勧奨に努めます。また、子育て支援センターや保育園・幼稚園・小学校等において気になる状況が確認されたら、虐待相談窓口へ情報を伝達し、その後の支援につなげます。
要保護児童対策地域協議会	年に1回程度「要保護児童対策地域協議会（代表者会議）」を開催し、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や地域協議会の活動状況の評価を行います。また、定期的の実務者会議を開催し、情報交換や個別検討会議で課題となった点の検討など、虐待ケースについての状況確認を行います。

2 ひとり親家庭等への自立支援

- ひとり親家庭等の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

事業	実施内容
岡山県母子家庭等高等技能訓練促進費給付事業	看護師・介護福祉士・保育士等の資格習得のため、養成機関で2年以上修業するひとり親家庭の父または母に対する給付を行い、生活の負担軽減及び就職の促進を図ります（県事業）。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、父母等に手当を支給します（国制度）。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親及びその子に対する医療費の一部を助成します。

3 障害児施策の充実

- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、また、身近な地域で安心して生活できるように、矢掛町障害者計画・障害福祉計画の施策を実施し、社会全体が障害のある子どもやその保護者をあたたかく見守る環境づくりを推進します。
- 発達障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、社会参加できるよう自立の力を培うため、適切な支援が必要です。そのためにも、保護者が十分な理解ができるよう情報提供体制の充実、障害の早期発見・早期療育の機会が重要です。
- 今後も様々な場面を活用して、子どもの状況把握、早期発見に努めるとともに、健診や地域活動の欠席者について受診勧告や個別訪問を実施し、積極的にアドバイスを行います。

事業	実施内容
障害の早期発見・早期療育	育児相談や各健診実施時等に心身に関する問題について、早期に発見するとともに、成長の様子を確認することで、相談に対応します。また、やかけ親子教室の案内や療育機関への紹介を行います。
障害児相談事業	言葉の遅れや情緒面において障害の疑われる乳幼児を対象に言語指導の充実を図ります。
障害児保育事業	保育園において、保育士の加配を前提に、障害児の受け入れを推進します。また、研修等による保育士の資質の向上に努めます。
障害者団体等の育成・支援	発達障害児をもつ親の会である「スマイル」等、障害者団体の育成・支援を行います。
ホームヘルプサービス	障害児が家庭において、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。

事業	実施内容
児童発達支援	障害や発達の遅れが見られる未就学の児童が、生活能力向上のための訓練等を提供する事業所へ通所した場合に介護給付費を支給します。
放課後等デイサービス	障害や発達の遅れが見られる就学中の児童が、生活能力向上のための訓練等を提供する事業所に通所した場合に介護給付を支給します。
ショートステイ	保護者の病気等により、家庭において保護を受けることが一時的に困難となった障害児が、施設に短期入所し保護を受けた場合に介護給付費を支給します。
相談専門員の配置	障害者やその家族からの相談に対して、その場での適切な助言の提供、関係機関との連携などの対応をより適切かつ迅速に行えるように、専門の知識や能力を備えた相談員を配置します。

基本施策2 次代の親の育成

- 矢掛町における子育ての施策等の周知が不十分なところもあり、また、核家族化や、地域活動の不参加によって、乳幼児とのふれあいや異年齢間での交流経験が得られないまま、親となりやすくなっています。
- 次代の親となる年齢層の人が、安心して子育てができるように、子育てに関する勉強、ふれあいの場を提供します。
- 地域活動や異年齢との交流の機会を設けて、子どもたちに矢掛町の将来について考え、地域活動、就労、伝統に対する関心の向上を促します。

取り組みの方向

1 親になるための学習環境の整備

- 現在の親世代において、兄弟姉妹の数が少ないことから、自身が親になり初めて赤ちゃんとふれあう人が少なくない状況となっています。
- 次代の親となる中高生等が、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義などについて理解することができるよう意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

事業	実施内容
次代の親の育成	子どもを生み育てることの意義、いのちや家庭の大切さを理解できるよう、中高生等に、ボランティア等の機会を利用して、乳幼児等とふれあえる機会を提供します。また、大学生の実習生を受け入れ、園児の保育を行う機会を設けます。

2 若者の就労意識の向上

- 働くことの尊さと意義を学び、商業や働くことへの関心と理解を深めるとともに、子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の厳しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるように推進します。

事業	実施内容
キャリア教育の推進	職場体験を通じて、小・中学校におけるキャリア教育を行います。

3 地域の次代を担う意識づくり

- 地域の歴史にふれる機会や、矢掛町における伝統、町並みに関心をもつ機会を提供することで、地域活動やまちづくりに子どもが意見をもち、地域の次代を担う意識や郷土愛を育てます。

事業	実施内容
文化財の保護・活用	出前講座を実施し、学校の要望に応じて、町内の歴史や文化財の説明を行います。また、各学校では、地域の有識者の講話を聞き、現地見学等を行い、郷土の歴史と文化にふれる機会を提供します。



基本施策3 親子の健康づくり・子育て支援の充実

- 各種健康診断を実施し、健康に関する情報提供、啓発を実施していますが、健診に参加していない人への啓発等ができていません。また、妊婦健康診査や乳児健康診査については、結果の通達が遅く状態を把握しにくい問題点があります。
- アンケート調査によると、子育ての悩みについて「子どもの病気や発育・発達に関すること」との回答が最も高く、子どもの健康に対する関心は高くなっていますが、食育を実践できていない等、実際に生活の中で実施するための方法の教授や、相談先の周知が必要です。
- 医療体制の問題としては町内に産科がないことが挙げられ、緊急時における対応に不安があります。
- 町民が自身や子どもに対する健康状態を適切に把握し、健康のための具体的な対策を専門家から得られるような情報提供体制の整備や、医療体制の充実を進めます。

取り組みの方向

1 安全で快適な妊娠・出産の支援と母親の健康づくり

- 心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持するとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進し、様々な機会を通じて子育て支援サービスの紹介や、健診の重要性をお伝えします。また、妊娠届提出時の面接は、妊娠中の支援だけでなく出産後の子育て支援の入り口となる重要な機会であるため、すべての妊娠届提出者に対しての面接を徹底します。

事業	実施内容
妊婦健康診査	妊婦を対象とした医療機関における健康診査（妊婦一般健康診査依頼票14枚、妊婦超音波検査受診票4枚、妊婦血液検査受診票2枚、妊婦クラミジア抗原検査受診票1枚、妊婦歯科健康診査依頼票1枚）について無料受診券を交付し、安心して出産できるように支援します。
妊婦支援事業	妊婦が安心して無事に出産を迎えられるように支援するため、妊婦健診に係る助成金（5万円）を交付します。
母子訪問指導	乳幼児全戸訪問事業・養育支援訪問事業等を通じて、母親の健康状態と子どもの発育状態の確認と支援を実施するとともに、育児相談等サービスの紹介を行います。

2 乳幼児期・小児期における健やかな成長・発達支援

- 心身の健康の基礎づくりに重要な乳幼児期・小児期において、発達に応じた健康的な生活習慣の確立に向けた保健指導等を行い、子どもの健やかな成長・発達を支援します。また、就学に向けた生活習慣の確立を目標とし、保育園や幼稚園との連携を図り、保健指導の実施や啓発活動を実施します。

事業	実施内容
乳児健康診査	1歳未満の乳児を対象とした医療機関における健康診査の3回分について無料受診券を交付し、少子化の中で乳児の成長・発達を支援します。また、受診率の向上を図るため、出生届提出時に資料を配布するなど啓発活動を行います。
幼児健康診査	1歳6カ月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、成長・発達を支援するとともに、保育園等と協力して未受診児に対しての受診勧奨を実施します。
母子訪問指導	再掲
予防接種	「予防接種法」に基づき、関係機関との連携を強化し、乳幼児・小中学生に対して予防接種の接種勧奨を実施し、感染症の予防を図ります。
育児相談	再掲
2歳児歯科健診	2歳児とその保護者を対象に、歯科検診、はみがき指導等を実施するとともに、心身の発達を確認する機会とします。
乳幼児事故防止等啓発の推進	育児相談や幼児健診時において、事故防止のパンフレットや注意喚起を行います。また、小児救急医療のポスターの掲示や相談窓口の連絡先シールを設置し情報提供を行います。

3 食育の充実

- 食に関心のない子どもや、食事の改善ができていない家庭が増えています。食習慣を適切にし、食事を通じた家庭環境の向上、子どもの健やかな成長のために、矢掛町食育推進計画に掲載されている施策を実施します。また、地産地消や食事バランスガイドの周知を推進し、関係団体と共同の栄養指導や、食育に関する情報提供を行います。
- 食育推進教室を実施し、調理実習などの体験を通じ、子どもたちに正しい食教育を行い、「食事の自己管理能力」を養い、豊かな人間性を育みます。

事業	実施内容
学校給食などによる食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるよう、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食や保護者への啓発などを通して食育を推進します。
地産地消の推進	生産現場と食卓との距離を縮め、生産者の顔が見える新鮮で安心できる米・大豆・野菜・果樹を提供し、農林業や食べ物への理解を深めるため、青空市場等での販売や学校及び施設等の給食での使用を推進します。

4 思春期保健対策の充実

- 思春期の子どもの心身の健康が確保されるよう、性や喫煙、飲酒、過剰なダイエットなど、思春期の子どもが陥りやすい健康問題についての学習機会を提供します。

事業	実施内容
思春期の健康教育の充実	人工妊娠中絶、性感染症、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなど、思春期の子どもが陥りやすい健康問題について、学校等と連携を取りながら、理解を深めるための学習機会を提供します。
思春期の子どもをもつ親のための子育て講座	再掲

5 医療体制の充実

- 国、県、近隣市町、関連機関や医師会と連携し、緊急時や、休日、夜間における受診に対応した小児救急医療体制の充実を図ります。また、子どもの健康管理や、受診に関する周知を実施し、家庭における子どもの健康への意識向上を図ります。

事業	実施内容
小児医療体制の充実	医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。新生児期から小児科のかかりつけ医をもち、子どもの健康管理が行えるよう、幼児健診や育児相談等の機会を通じて助言します。また、広報紙等を通じた休日当番医のお知らせを行います。



6 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの充実

- 核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化などの社会状況の変化により、身近に子育てを支援してくれる人がおらず、子育てに負担・不安感を感じる子育て家庭が多くいることが課題となっています。
- 親の就労状況や教育・保育事業の利用状況に関わらず、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの充実を図ります。

事業	実施内容
一時保育事業	保護者の疾病等の理由により家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育園において保育を実施することによって、子育て家庭への支援及び児童の福祉の増進を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と、行いたい人で相互に援助を行うことにより、急な残業や子どもの病気等による変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう事業の研究を進めます。

7 情報提供と相談体制の充実

- 保護者の就労や、子どもの発達段階によって相談内容は多様化・複雑化しています。子どもの育ちに応じた子育て相談事業の充実、窓口の周知、保育園の子育て相談機能の向上を図るとともに、気軽に出处けて指導や相談が受けられ、親同士の交流ができる地域子育て支援センターの充実を図ります。
- また、子育て情報誌やホームページ、子育て支援メール等を活用した総合的な広域子育て情報を定期的に提供します。

事業	実施内容
子育て支援メールの配信	毎月1回、子育て支援メールを会員に配信するとともに、イベント時には臨時で子育て支援メールを配信します。また、町内のイベントや当番医院、健康情報などの情報提供を行います。
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実	地域全体で子育てを支援する基盤の整備を図るため、やかげっ子の会、キッズひろばの開催、相談事業、子育て支援メールの配信、母親クラブとの連携、親子のふれあいの場の提供など、子育て支援に関わる各種の業務を行います。
子育てひろばかがやき	再掲
やかげ親子教室	再掲

基本施策4 経済的負担の軽減

- 小児医療費助成の拡大や、教育費無料など、子育てにおける費用に関する援助が求められています。
- 子育て家庭における医療、教育等にかかる費用について支援を継続します。また、新制度への移行とともに、見直しが必要となる保育料については、適正な料金体系を設定することが必要です。

取り組みの方向

1 子育てに関わる経済的負担の軽減

- 子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費の負担が高い場合が多いことから、引き続き、その経済的負担を軽減し、児童手当や小児医療費の給付をはじめとする支援を行います。また、保育料については、各層間のバランスの取れた適正な保育料体系の設定や第2子以降の児童の保育料減額措置を継続していきます。

事業	実施内容
児童手当・特例給付支給事業	中学校3年生までの児童を養育している保護者に支給します（国制度）。
小児医療費助成事業	中学校3年生までの子どもの医療費を助成し、子どもの保健向上と児童福祉の増進を図ります。

基本目標3 子育てと仕事の両立

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- アンケート調査によると、保護者の就労形態が、土曜日、日曜日や夜間の勤務等、多様化しています。また、父親の帰宅時間が21時以降となる割合が高く、母親の就労率も高くなっていることから、働きながら子育てをすることが求められています。
- そのような環境においては、子育てに対して、女性だけでなく男性の参加が必要であり、男女がともに家庭における役割を果たせるように、企業における職場環境の整備と啓発が必要です。
- 就労と子育てが両立でき、様々な就労形態においても子どもの健やかな成長が脅かされないように、保護者の職場環境の向上と子育てへの理解の促進に努めます。

取り組みの方向

1 子育てへの男女共同参画の啓発

- 家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげることや、共働きの夫婦の割合の増加から、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。家庭での男女共同参画意識の啓発を行うとともに、男性を対象とした調理講座、育児講座などを開催し、男性の家事・育児への参加を促進します。

事業	実施内容
男女共同参画の推進	男女ともに家庭生活・地域活動・職業生活を両立できる環境を整えるため、矢掛町男女共同参画プランの周知を図り、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うという意識啓発を行い、男性の家事・育児への参加を促進します。

2 職場における男女共同参画の推進

- 国、県、関係機関と連携を取りながら、事業者、労働者に対して、各種労働関係法の啓発及び職場における労働条件の向上を働きかけることにより、男女がともに仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らせる環境を整備します。

事業	実施内容
仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	次世代育成支援推進法、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度等の情報提供を行います。

基本施策2 多様な保育サービスの充実

- 矢掛町においては、例年、年度開始時の待機児童数が0であり、保育事業について現状の施設で対応ができていますが、地域によって利用者数に差が生じています。
- アンケート調査によると、土曜日に保育事業の利用希望がおよそ4割ほどあり、病児・病後児保育施設の利用希望はおよそ5割となっています。また、親族や知人へ子どもを預けることを心苦しく感じている人は、およそ3割弱となっており、子育て支援サービスの利用や、多様なサービスへの希望が求められています。
- 現在実施している子育て支援サービスを継続して実施し、ファミリー・サポート・センターや、休日保育、病児・病後児保育事業の実施に向けて、引き続き検討します。

取り組みの方向

1 多様な保育サービスの充実

- 子育て家庭における保育のニーズを把握し、保護者の希望に応じて十分な保育サービスを提供できるよう、必要な保育士数の確保を図り、需要に対応できる体制の整備を図ります。また、状況や就労形態に応じて、一時保育・延長保育・低年齢児保育・私的契約児保育など、多様な保育サービスを利用できるようにサービスの充実を図ります。
- また、全ての子どもの健やかな育ちや、発達段階に応じた適切な対応を可能とするために、保育に携わる職員の資質や専門性の向上を図ります。

事業	実施内容
通常保育事業	保護者が働いているなど家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育します。
一時保育事業	再掲
延長保育事業	通常保育（11 時間）を超える保育需要への対応として、1 時間の延長保育を実施します。
低年齢児保育事業	生後 6 カ月からの乳幼児の保育を実施します。
私的契約児保育事業	矢掛町外に住所を有する児童に対し、児童の母親が出産または病気のため里帰りをし、保育に欠ける場合等に保育園において保育を実施します。
幼稚園における預かり保育事業	幼稚園において、時間終了後に預かり保育を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	再掲

事業	実施内容
休日保育事業	保護者の勤務等により日曜・祝日等においても、子どもの保育が必要となる場合に対応できる休日保育事業の研究を進めます。
病児・病後児保育事業	保育園に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育園、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業の研究を進めます。
放課後児童クラブ	授業終了後に、就労などで家庭に親のいない小学生の健全育成を推進するとともに、働く親の不安解消を図ります。また、研修等を実施し、指導者の資質の向上を図るとともに、地域と連携を図った取り組みを推進します。 既存の5クラブについては、放課後子供教室と一体型で実施しており、今後のクラブの新設についても、双方の指導員が連携できる打ち合わせの場を設けるなどして一体型での開設を推進します。 また、余裕教室等の状況を的確に把握するため保健福祉課と教育課で定期的な協議を行い、余裕教室の活用や新たな場所の確保を図り、地域の実情に応じた開所時間の延長にも取り組みます。
保育士の資質の向上	多様な保育サービスを提供するため、研修等を実施し、保育士の資質の向上に努めます。



基本目標4 地域における子育て支援の強化

基本施策1 子育て支援のネットワークづくり

- 核家族化や少子化の進行により、異年齢層との交流や地域を通じた子育て家庭間の交流の機会が少なくなっています。
- アンケート調査によると、子育て仲間がいないと回答した人が24%となっており、また、子育てに対して不安や負担を感じている人がおよそ半数となっています。
- 子ども会連合会のイベント充実や、地域と連携した子育て支援の強化、地域ボランティアによる子育てサポートが望まれており、孤立している子育て家庭が、活動への参加や施設を利用するきっかけづくりが必要です。

取り組みの方向

1 子育て関係機関・団体の連携の強化

- 子育てに関わる機関・団体が連携を強化、互いにつながりあう体制づくりを行い、矢掛町における子育てに関する情報や施設等の社会的資源を最大限に活用できるように、情報、施設等の社会的資源の共有に努めます。

事業	実施内容
子育て支援ネットワークの構築	地域における子育て支援の関係機関・団体、地域住民等の連携を図るネットワークを構築するとともに、子育て家庭と地域をつなぐ仕組みづくりを進めます。

2 子育てサークル・ボランティアへの支援

- 子育てに関して不安をもつ保護者の悩みを共有し、気軽に相談できる先として、育児サークルなどの仲間づくり、親同士のネットワークづくりを支援します。その他、活動の紹介や活動拠点の提供を行い、育児サークルの自主的な活動を支援します。
- 地域における育児経験者や有資格者などを対象として、子育てボランティアを育成し、身近な環境の中で子育てやしつけについて相談・助言できる人材づくりを行います。

事業	実施内容
子育てサークルの支援・育成	広報活動や各種事業への勧誘、活動の場の提供などを通じて、育児サークルをはじめとした子育てに関する仲間づくりを支援します。
母親クラブの支援・育成	各種ボランティア活動を実施している母親クラブに補助金を交付し、その活動を支援します。
地域組織活動の支援・育成	児童の健全育成等を目的とした地域組織の活性化やNPO法人化を支援します。

3 教育施設等の有効活用

- 小・中学校や公民館などの教育施設を、学習・保育の場として活用し、地域の教育力向上に努めます。現状では放課後児童クラブ、放課後子供教室、やかげっ子の会、保育園の園外保育では、学校の空き教室や公民館、文化センター、改善センター、図書館を利用しています。



基本施策2 子どもと子育てに配慮した環境の整備

- 通学路合同点検による危険箇所の抽出や、歩道のバリアフリー化を進めており、今後は、既存の歩道についてもバリアフリー化を図ります。
- 道路の整備を行うことで、子どもが安全に通行できるようにするとともに、公共施設におけるバリアフリー化等の環境整備によって、子育て中の保護者の方が外出しやすい町になるよう努めます。

取り組みの方向

1 安全な道路環境の整備

- 各種交通安全施設等の整備、自転車歩行者道の整備など、安全な道路環境の整備に努めます。

事業	実施内容
道路交通環境の整備	交通事故多発地点及び危険箇所に歩道、ガードレールなどの設置・幹線のライン引き等を図ります。
快適な道づくりの推進	子どもや子育て中の親等が安心して通行できる歩道のバリアフリー化を図ります。

2 公共施設のバリアフリー化の推進

- 公共施設におけるバリアフリー化、環境整備を進めます。また、住民の意見を活用し、子ども連れの親や子どもたちが暮らしやすい町づくり、子どもや子ども連れ客に配慮した託児等のサービスを行い、子どもや保護者が過ごしやすい環境の整備に努めます。

事業	実施内容
公共施設の環境整備	公共建物のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。

基本施策3 子どもの安全の確保

- 子どもや保護者が事故防止のための情報を得ることができ、また、犯罪被害に遭わないよう啓発が必要です。
- 今後は、交通安全教室の開催回数の増加と、指導内容の検討、チャイルドシートの使用方法のパンフレットの改善と利用者増加のため周知に努めます。

取り組みの方向

1 交通安全の推進

- 交通事故が多発する地点に、交通安全施設の設置を行い、子どもを交通事故から守る体制を整えます。また、交通安全教育として、自転車の指導や、事故防止の啓発、保護者へのチャイルドシートに関する助成、周知活動の充実に努めます。

事業	実施内容
交通安全教室の開催	保育園・幼稚園・小学校・中学校等において、交通安全教室を開催します。
乳幼児事故防止等啓発の推進	再掲
チャイルドシート購入助成金の支給	自動車に同乗する乳児の安全を図るため、チャイルドシートを購入する保護者に助成金を支給します。また、出生届提出時にパンフレットや申請書を配布して周知します。

2 犯罪被害の予防・防止

- 防犯笛や不審者情報配信メールなど犯罪被害から子どもを守る体制を充実させるほか、地域とともにある学校づくりを目指したコミュニティ・スクールを推進し地域における見守り体制の充実に努めます。

事業	実施内容
防犯笛の配布(小学校)	小学校入学時に、児童に防犯笛を配布します。
学校情報配信メール(小・中学校)	学校から保護者へきめ細かな情報(不審者情報等)を伝達するシステムを整備します。
学校支援ボランティア(小・中学校)	学校支援ボランティアによる下校時の見守り活動を継続します。

3 防災対策の推進

- 災害から子どもを保護するため避難場所の周知や、施設の整備、防災教育の推進を行います。

事業	実施内容
地域防災計画の推進	「矢掛町地域防災計画」に基づき、全戸配布している「防災ガイドブック」や「避難勧告等の判断基準と伝達&要援護者避難支援プラン」などを用いて、「自分の安全は自らが守る」という意識の啓発を高めるとともに、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を行います。
防災キャンプ	再掲

第 7 章

目標数值一覧

第7章 目標数値一覧

基本目標	基本施策	事業項目	担当課	平成 25 年度 現状値	平成 31 年度 目標値
質の高い教育・保育の環境整備	幼児・学校教育の充実	スポーツ少年団の育成	B＆G海洋センター	スポーツ少年団加入率:37%	40%
		子どもと親の相談員活動事業	教育課	不登校児童生徒数:9人 無支援児童生徒数:0人	5人 0人
		適応指導教室 (ひまわりの家)			
		学校支援地域本部事業	教育課	ボランティア登録数: 1,310 人	1,500 人
	子どもの遊び場・体験活動の充実	放課後子供教室	保健福祉課	全小学校区で実施	全小学校区で実施
		やかげっ子ランド	各保育園	実施回数:1 回/月	1 回/月
	家庭や地域の教育力の向上	家庭教育学級	教育課	実施回数:43 回/年	43 回/年
		やかげ親子教室	保健福祉課	実施回数:11 回/年	12 回/年
		親育ち応援学習講座	教育課	実施回数: 各校各園1回／年	各校各園1回以上／年
	すべての子どもと親への支援	要支援家庭対策の充実	要保護児童対策地域協議会	保健福祉課	実務者会議実施回数: 3 回/年
障害児相談事業			子育て支援センター	実施回数:2 回/週	2 回/週
障害児保育事業			保健福祉課	研修回数:3 回/年	3 回/年
次代の親の育成		キャリア教育の推進	各小・中学校	職場体験実施回数: 1 回(5 日間)/年	1 回(5 日間)/年
親子の健康づくり・子育て支援の充実		妊婦健康診査	保健福祉課	妊娠届の早期届率:88.0%	90%
		母子訪問指導	保健福祉課	生後4か月の児童のいる家庭への訪問率:100%	100%
		乳児健康診査	保健福祉課	受診率:85.3%	87%
		2歳児歯科健診	保健福祉課	受診率:82.0%	85%
		子育てひろば かがやき	保健福祉課	1 日当りの人数:12.8 人	12 人
		子育て支援メール	子育て支援センター	登録人数:224 人	220 人
		学校給食などによる 食育の推進	教育課	給食を残さず食べる児童・生徒の割合:小学校 95% 中学校 74%	小学校 100% 中学校 80%
		学校給食における 地産地消の推進	給食センター	町内産物を使用する割合: 16.5%	40%

基本目標	基本施策	事業項目	担当課	平成 25 年度 現状値	平成 31 年度 目標値
子育てと仕事の両立	ワーク・ライフ・ バランスの推進	男女共同参画の推進	総務企画課	男女共同参画推進セミナー 参加者人数 (平成 25 年度未実施)	180 人
		仕事と子育ての両立 のための啓発・情報 提供の推進	保健福祉課	育児休業制度を利用したことのある未就学児の父親の割合:1.2%	10%
			保健福祉課	育時休業から仕事に復帰した未就学児の母親の割合:81.4%	85%
	多様な保育 サービスの充実	通常保育事業	各保育園	待機児童:0 人	0 人
		放課後児童クラブ	保健福祉課	登録児童:93 人	140 人
		放課後子供教室と 一体型		開設:5 小学校区	全小学校区
		保育士の資質の向上	各保育園	研修会実施回数:2 回/年	2 回/年
地域における子育て支援の強化	子育て支援の ネットワーク づくり	母親クラブの支援・ 育成	保健福祉課	補助金交付 3 団体	3 団体
	子どもの安全の 確保	交通安全教室の開催	町民課	実施回数:89 回/年	90 回/年
		チャイルドシート 購入助成金の支給	町民課	助成件数:37 件/年	40 件/年
		防災キャンプ	教育課	実施回数:1 回/年	1 回/年

第8章

計画の推進体制

第8章 計画の推進体制

1 計画推進のための各主体の役割

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組む必要があります。

(1)家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。とりわけ子育てについては、子どもの成長とともに親も成長するものであり、子育てそのものが社会的価値を有しているといえます。また、二十代以下のひとり親世帯が増加するなか、特に母子世帯の生活・就労や子育て支援が課題になっており、社会全体で、あたたかい目で見守り、支援することが求められています。

家庭においては、家庭が子どもの人格形成や安らぎの場であることを認識し、扶養、家事、介護などに、互いに助け合いながら家族一人ひとりが責任を果たすことが期待されます。

(2)学校等の役割

学校、保育園、幼稚園は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努めるとともに、施設や行事の開放などを通じて地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割をこれまで以上に果たすことが期待されます。

(3)地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(4)企業等の役割

企業等は、共働き世帯が増加する中で、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが期待されます。

(5)行政の役割

行政においては、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために県や市内関係各課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進に努めます。

2 地域との協働体制の構築

子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容は広報紙、ホームページにより広く住民に周知するとともに、進行状況についても毎年公表するものとします。

4 進行管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

このため、保健福祉課において、計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。

資料

資料

1 矢掛町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、矢掛町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること
- (2) 特定地域型保育事業に関すること
- (3) 矢掛町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中

「

障害認定審査会委員			14,000
-----------	--	--	--------

」を

「

障害認定審査会委員			14,000
子ども・子育て会議委員			5,000

」に改める。

矢掛町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	備考
関係団体を 代表する者	武田 真佐子	副会長
	伊達 佳枝	
	藤田 好訓	
	小林 顕代	
	井上 美和	
	江本 めぐみ	
	雛元 孝子	
	三宅 弘美	
	久保田 勇之助	
	井上 強志	
学識経験を 有する者	石井 元一郎	会長
	高月 憲二郎	
関係行政機関の 職員	野宮 知恵	
	田中 文恵	

2 矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定経過

実施年月日	実 施 内 容
平成25年10月22日	第1回矢掛町子ども・子育て会議開催 会長、副会長を選出し、子ども・子育て新制度についての説明を行い、矢掛町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について審議する。
平成25年11月 7日から 平成25年11月29日まで	矢掛町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査を実施する。
平成26年3月27日	第2回矢掛町子ども・子育て会議開催 ニーズ調査の結果及び結果から導き出される量の見込みについて審議する。
平成26年8月8日	第3回矢掛町子ども・子育て会議開催 矢掛町子ども・子育て支援事業計画策定について町長から諮問を受け、事業計画の素案について審議する。
平成26年11月25日	第4回矢掛町子ども・子育て会議開催 矢掛町子ども・子育て支援事業計画の素案について審議する。
平成26年12月25日から 平成27年2月25日まで	矢掛町子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメントを実施する。
平成27年2月24日	第5回矢掛町子ども・子育て会議開催 矢掛町子ども・子育て支援事業計画の素案について審議する。
平成27年2月25日	町長に答申する。(会長及び副会長)

3 諮問・答申

矢保福第940号
平成26年8月8日

矢掛町子ども・子育て会議
会長 石井 元一郎 殿

矢掛町長 山 野 通 彦

矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、矢掛町子ども・子育て支援事業計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。

平成27年2月25日

矢掛町長 山野通彦 殿

矢掛町子ども・子育て会議
会長 石井 元一郎

矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

平成26年8月8日に諮問を受けた矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定について、本会議においては、貴職から示された計画書素案を基に、就学前児童及び就学児童を養育する子育て家庭のニーズ調査結果や関係資料を参考とし、次の委員による計3回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

記

会 長	石 井	元一郎	委 員	雛 元	孝 子
副会長	武 田	真佐子	委 員	三 宅	弘 美
委 員	伊 達	佳 枝	委 員	久保田	勇之助
委 員	藤 田	好 訓	委 員	井 上	強 志
委 員	小 林	顕 代	委 員	高 月	憲二郎
委 員	井 上	美 和	委 員	野 宮	知 恵
委 員	江 本	めぐみ	委 員	田 中	文 恵

答申にあたり

平成26年8月8日に町長から、平成27年度から平成31年度までの矢掛町子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問を受け、矢掛町子ども・子育て会議を計3回開催しました。

全国的に少子化が進行している状況のなかで、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

矢掛町においても、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境の実現のために、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進することが必要です。

本会議の審議の中で、学校教育のみならず、家庭教育や、地域全体での取り組みの充実について多く議論されました。

つきましては、町当局において、この答申書の趣旨を十分に踏まえ、矢掛町子ども・子育て支援事業計画を策定されるとともに、本計画の基本理念である「社会全体で取り組む子育て・親育て」に向けて、福祉部局と教育部局をはじめ、関係部局が連携し、総合的な子ども・子育て支援施策を講じられるよう期待するものです。

4 用語解説

用 語		説 明
ア 行	育児休業制度	法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する1歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ること取得できる。育児介護休業法による。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。
	一時預かり事業	保護者の就労、傷病、育児疲れの解消等の理由で、緊急・一時的に保育を必要とする児童を、週に3日程度、1ヶ月12日以内の範囲で保育所において保育する事業。
	延長保育事業	保育所において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業。
カ 行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。
	学校アドバイザー	警察官を退職した者等を教育課に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う。
	カリオスタット検査	歯から歯垢を採取して行う「むし歯予測試験法」のこと。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の勤務等による保育の需要に対応するための保育形態。
	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
	コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
サ 行	児童相談所	児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、問題児童の指導・一時保護などの業務を行う都道府県の機関。
	児童扶養手当	父母が婚姻を解消した児童及び父が一定の障害の状態にある児童等の母又は養育者がその児童を看護するときに支給される手当。

用語		説明
サ 行	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。年間出生総数を総人口で除し、1,000倍したものを、人口千対の出生率という。
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者であり、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者に対する助言・援助を行う。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者であり、いじめや暴力行為、不登校など、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う。
	その他の親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいる世帯で核家族でない世帯。
タ 行	単独世帯	世帯人員が一人の世帯。
	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する施設であり、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としている。
	地域コミュニティ	一定の地域に居住する住民が、日常のふれあいや様々な分野の活動を通して、連帯感や共通意識をもち、地域の課題解決に取り組む共同体。
	TT(ティーム・ティーチング)学習	複数の教師が協力して指導にあたる教授組織。
	適応指導教室	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。
ナ 行	認可保育園	児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けている乳幼児の保育を目的とする施設。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが特徴である。

用 語		説 明
ハ 行	発達障害	子どもの発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態。広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害（ADHD）・知的障害・発達性言語障害・発達性協調運動障害などがある。
	バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用に配慮した設計。
	非親族世帯	二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
	病児・病後児保育	病気のため保育所に通えない児童を病院等の施設で一時的に預かる事業。
	ファシリテーター	講座、会議などの実施の進行役。「親育ち応援学習講座」では参加者と同じ目線で向かい合い、講座参加者同士が耳を傾け、考えを共有できる場づくりを促進する。
	ファミリー・サポート・センター事業	臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたいものと援助を受けたいものからなる会員組織による相互援助活動を行う事業。
	フィルタリングサービス	インターネットを利用して公衆の閲覧に提供されている情報を一定の基準に基づき選別し、インターネットを利用する子どもの有害情報の閲覧を制限するためのプログラム。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況。（「病気」や「経済的な理由」による場合を除く。）
	放課後子供教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取り組みを推進する事業。
	放課後児童クラブ	昼間保護者がいない小学校児童を対象に、学校の余裕教室等で健全な育成活動を行う事業。
マ 行	未婚率	未婚者（まだ結婚をしたことのない人）の人口に対する割合。
	無支援児童生徒	学校内外の専門的機関等の相談・指導・治療を受けていない児童生徒。
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

矢掛町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月
発 行 矢掛町
編 集 矢掛町 保健福祉課
〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018
TEL 0866-82-1013 FAX 0866-82-9061

矢掛町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月
発 行 矢掛町
編 集 矢掛町 保健福祉課
〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018
TEL 0866-82-1013 FAX 0866-82-9061